

自動車環境管理計画書作成の 手引き

東京都環境局
令和7年4月

目 次

1	はじめに	1ページ
2	計画書の概要	1ページ
3	計画書提出までの流れ	3ページ
4	計画書様式のダウンロード及び計画書の提出方法について	4ページ
5	計画書様式(Excelファイル)の作成の手順	5ページ

[記入例]

6	自動車環境管理計画書提出書の様式及び記入例	6ページ
7	自動車環境管理計画書の様式及び記入例	7ページ
8	点検表の様式及び記入例	10ページ

[資料]

9	東京都自動車環境管理指針	31ページ
10	東京都地球温暖化対策指針(抄)	37ページ
11	日本標準産業分類(中分類)	39ページ
12	別表1～4(排出係数)	40ページ
13	別表5 用語の意味	41ページ
14	別表6 非該当自動車一覧表	45ページ

[問合せ先]

15	自動車環境管理計画書相談窓口について	46ページ
----	--------------------	-------

1 はじめに

東京都では、自動車の使用による環境への負荷を低減することを目的として自動車環境管理計画書制度を条例で定めています。これは、自動車を使用する事業者に低公害・低燃費車の導入計画、自動車使用の合理化等に関する事項について自主的な環境への配慮行動を求めるものです。

都内において30台以上の自動車を使用する事業者は、令和4年度から令和8（2026）年度までの5ヵ年の計画書、毎年度の実績報告書を東京都自動車環境管理指針に基づき作成し、東京都知事へ提出する必要があります。

2 計画書の概要

○計画書の概要

様 式	枚 数	備 考
自動車環境管理計画書提出書	1 枚	非公表
自動車環境管理計画書	3 枚	公表
点検表	8 枚	非公表

名 称		ページ	内 容
自動車環境管理計画書提出書 （自動車環境管理計画書提出書）		P. 6	本計画書の表紙（事業所の住所・氏名等）
自動車 環境 管理 計画 書	特定事業者の概要・基本方針 （計画書1）	P. 7	事業者概要、自動車の環境管理に関する基本方針
	1. 推進体制図 2. 自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標等 3. 特定低公害・低燃費車等の導入の取組に関する計画事項【基本対策】 （計画書2）	P. 8	1. 自動車の使用管理についての推進体制図 2. CO ₂ 、NO _x 、PMの排出量実績や目標、削減率 3. 低公害・低燃費車導入促進のための計画、取組事項
	1. エコドライブの取組に関する計画事項【基本対策】 2. 自動車使用の合理化の取組に関する計画事項 3. 他者の自動車を利用する場合における自動車環境負荷を低減するための取組に関する計画事項 4. その他自主的な取組に関する計画事項 （計画書3）	P. 9	各項目の計画、取組み等
点 検 表	特定事業者の概要 （点検表1）	P. 10	運行責任者、自動車環境管理者等
	営業所その他の事業所別概要 （点検表2）	P. 11	（任意） 都内にある事業所別に使用している自動車の台数
	自動車からの排出ガス量 （点検表3）	P. 12	CO ₂ 、NO _x 、PM排出量の実績、目標削減率、目標値
	車両ごとの現況 （点検表4）	P. 14	使用している全ての自動車について、車両情報や走行距離、燃料給油量、排出ガス量等（一台毎）
	（点検表5、6作業シート）	P. 20	本シートを入力することで、点検表5及び6の車両数に自動で反映されます。
	自動車の走行距離、燃料使用量及び二酸化炭素排出量の年次計画 （点検表5）	P. 22	今後5年間の走行距離、燃料使用量等の計画
	低公害・低燃費車の導入計画（特定低公害・低燃費車） （点検表6-1）	P. 25	今後5年間の東京都の特定低公害・低燃費車の導入計画
	非ガソリン車の導入計画（特定低公害・低燃費車） （点検表6-2）	P. 26	今後5年間の東京都の特定低公害・低燃費車の導入計画
	低公害・低燃費車の導入計画（国土交通省認定低排出ガス車） （点検表7）	P. 27	（業種番号43、44以外必須） 今後5年間の国土交通省認定低排出ガス車の導入計画
	エコドライブ及び自動車使用合理化の手法 （点検表8）	P. 30	エコドライブ及び自動車使用合理化に関しての計画、取組み

○計画書制度の基本対策

燃費向上に有効な「特定低公害・低燃費車の導入」、「エコドライブ」を基本対策とし、計画に盛り込み、実施してください。

特定低公害・低燃費車等の導入の取組

- ・200台以上の事業者は、令和8（2026）年度末までに30%以上（換算値）の導入義務
- ・200台未満の事業者は、導入の努力義務

乗用車における非ガソリン車の導入の取組

- ・200台以上の事業者のうち乗用車を使用している事業者は、令和8年度末までに20%以上（換算値）の導入義務
- ・200台未満の事業者は、導入の努力義務

※「特定低公害・低燃費車の導入義務制度」及び「特定低公害・低燃費車一覧」については、東京都環境局のホームページを御覧ください。

ホームページアドレス
<http://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html>

エコドライブの取組

- ・燃費の記録管理
- ・燃費に関する定量的目標の設定
- ・エコドライブに関する教育・訓練の実施

○記載対象・集計対象となる自動車の種類

点検表	項目	普通自動車	小型自動車		軽自動車		大型特殊	小型特殊
			四輪	二輪	四輪	二輪		
2	営業所その他の事業所別概要	●	●		●		●	●
3	自動車からの排出ガス量（NO _x ・PM）	●	●					
3	自動車からの排出ガス量（CO ₂ ）	●	●		●			
4	車両ごとの現況	●	●		●		●	●
5	自動車の走行距離、燃料使用量及び二酸化炭素排出量の年次計画	●	●		●			
6	低公害・低燃費車の導入計画（特定低公害・低燃費車）	●	●		●			
6	非ガソリン車の導入計画（特定低公害・低燃費車）	●	●					
7	低公害・低燃費車の導入計画（国土交通省認定低排出ガス車）	●	●					

○計画書の公表

東京都は、環境確保条例第31条に基づき、事業者から提出された計画書を東京都のホームページで公開します。
 計画書の公表について御質問等がある場合は、相談窓口まで御相談ください。

○計画書の提出期限

特定事業者該当日又は計画期間が満了した日から三月以内（環境確保条例施行規則第16条4項）となります。

3 計画書提出までの流れ

※作成にあたって

- 表計算ソフト（以下「Excel」という）による作成を基本とします（多くの欄が自動計算され、手書き作成より簡単に作成できます）。
- 計画書様式（Excelファイル）の拡張子は「.xlsx」となっております。ファイルが開けない等ございましたら、相談窓口までお知らせください。
- 計画書様式は計画書提出書・計画書・点検表から構成されていますが、点検表を記入することにより計画書に自動表示されるところがある為、点検表の作成からお願いいたします。

資料の準備

資料を揃える。

- ・事業者の概要資料（事業所の所在等）
- ・令和3年度自動車環境管理実績報告書（提出している場合）
→点検表4「車両ごとの現況」に利用することができます
- ・使用している車両の車検証の写し
※車検証写しは燃料種類別にしておく（点検表5、6、7記入のため）
- ・使用している車両の年間走行距離、年間燃料給油量が分かるもの

計画書様式の入手

インターネットが利用できる場合

計画書様式（Excelファイル）は、事業者専用サイトもしくは、東京都環境局ホームページからダウンロードする。

インターネットが利用できない場合

計画書様式（Excelファイル）をCD-ROM等で相談窓口から受取る。

点検表の作成

計画書様式を利用して点検表を作成する。
○最初に点検表4「4 車両ごとの現況」を作成してください。
この様式の入力を基に、多くの様式に数値が自動計算されて記載されます。

計画書の作成

計画書様式を利用して計画書を作成する。
○点検表で入力した事項を自動的に反映する項目もあります。

計画書提出書の作成

計画書提出書を作成する。
（全庁的なハンコレス推進のため、押印不要です。）

御提出

①計画書提出書、②計画書、③点検表
→ 事業者専用サイトへアップロードする。
（窓口持参※、郵送、電子メールでの提出も可能です）

①計画書提出書、②計画書、③点検表
→ CD-ROM等を郵送又は持参で相談窓口に出す。

計画書提出書・計画書・点検表は、

電子データで事業者専用サイトへアップロードして提出を基本といたしております。

※第5期から新たに提出される事業者の場合、または、電子データで作成・提出に支障がある事業者の場合は、相談窓口までお問い合わせください。（相談窓口の連絡先などは、本手引きの最終ページに記載しています。）

※提出された計画書提出書、計画書、点検表は、内容確認を行います。
なお、質問等がある場合は連絡先へお問合せすることがありますので、御了承ください。

4 計画書様式のダウンロード及び計画書の提出方法について

(1) 計画書様式のダウンロード方法

○第4期より継続して提出する事業者の場合、事業者専用サイトからダウンロードしてください。

事業者専用サイト

○第5期から新たに提出される事業者の場合、次の東京都環境局ホームページから行ってください。

東京都環境局ホームページアドレス

(2) 計画書提出書の提出方法

事業者専用サイトへアップロードしてください。

事業者専用サイトを使用せずにご提出（窓口持参、郵送、電子メール）することも可能です。

（第5期から新たに提出される事業者の場合は事業者専用サイトのご使用はできません。）

【提出先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎20階中央

東京都環境局 環境改善部 自動車環境課 自動車環境管理計画書相談窓口

(3) 計画書（Excelファイル）の提出方法

○第4期より継続して提出する事業者の場合、事業者専用サイトへアップロードしてください。

○第5期から新たに提出される事業者の場合、相談窓口までお問い合わせください。

(4) 事業者専用サイトの操作方法

※ログインにはユーザーIDとパスワードが必要です。

ユーザーIDは、過年度提出分の実績報告書等によりご確認ください。パスワードは、3月末頃

お送りしたものを使用して下さい。パスワード再発行用メールアドレスを登録している場合には、

事業者専用サイトトップページから、ご自身でパスワードを設定して下さい。

事業者番号	j22019999	事業者名	サンプル事業者0002
所在地	東京都新宿区西新宿2-8-1		
環境管理者名	東京 太郎	所属	総務部
(担当者名)	東京 花子	(所属)	本社
お知らせ用Eメール名称	お知らせ0002	(連絡先)	03-9999-9999
		パスワード再発行用Eメール名称	再設定用0002

	各提出物のダウンロード(受信)	提出用実績報告書ダウンロード(受信)	実績報告書のアップロード(送信)
計画書	2022年度計画書		
実績報告書	2022年度	2022年度実績報告書	2022年度提出用実績報告書
	2023年度	2023年度実績報告書	2023年度提出用実績報告書
	2024年度		2024年度提出用実績報告書
	2025年度		
	2026年度		

①「提出用次期計画書」をクリックする。

メッセージ ファイル管理

ファイルの受信

提出用次期計画書(サンプル事業者0002).xlsx (2025/03/06 11:56)

計画書ダウンロード箇所

②「受信」をクリックする。

次期計画書の送信

計画書アップロード箇所

①「ファイルを選択」ボタンをクリックし、作成した計画書(Excelファイル)を選択した上、「開く」ボタンを押す。

②「送信」をクリックする。

5 計画書様式（Excelファイル）の作成の手順

計画書の作成は、事前に点検表を作成し、その内容を踏まえて行ってください。

次頁以降、様式（Excelファイル）順に記入例を記載しています。

事業者概要	計画書提出書	6ページ	
	計画書 1	7ページ	特定事業者の概要
進針基 体・本 制推方	点検表 1	10ページ	特定事業者の概要
	(点検表 2)	11ページ	営業所その他の事業所整理番号ほか
実績の 入力	計画書 1	7ページ	基本方針
	計画書 2	8ページ	推進体制図
計画の策定 (点検表)	点検表 4	14ページ	車両ごとの現況
	(点検表 2)	11ページ	自動車使用台数
計画の策定 (点検表)	点検表 3	12ページ	前年度～5年度前実績、実績排出量
	点検表 5	22ページ	自動車の走行距離、燃料使用量及び二酸化炭素排出量の年次計画
計画の策定 (点検表)	点検表 5_6 作業	20ページ	
	点検表 5	22ページ	自動車の燃料別台数計画
計画の策定 (点検表)	点検表 6-1	25ページ	低公害・低燃費車の導入計画（特定低公害・低燃費車）
	点検表 6-2	26ページ	非ガソリン車の導入計画（乗用車（軽乗用車除く））
計画の策定 (点検表)	点検表 7	27ページ	低公害・低燃費車の導入計画（国土交通省認定低排出ガス車）
	点検表 8	30ページ	エコドライブ及び自動車使用合理化の手法
計画の策定 (点検表)	点検表 5	22ページ	自動車の走行距離、燃料使用量及び二酸化炭素排出量の年次計画
	点検表 3	12ページ	自動車からの排出ガス量（CO ₂ 排出量）
計画書の作成	計画書 2	8ページ	特定低公害・低燃費車等の導入の取組に関する計画事項【基本対策】
	計画書 3	9ページ	エコドライブの取組に関する計画事項【基本対策】 自動車の使用の合理化の取組に関する計画事項 他者の自動車を利用する場合における自動車環境負荷を低減するための取組に関する計画事項 その他自主的な取組に関する計画事項
計画書の確認	計画書 1	7ページ	使用する自動車の台数
	計画書 2	8ページ	自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標等

この様式の入力を基に、多くの様式に数値が自動計算されて記載されます。

自動計算結果の確認
(及び計画の見直し)



6 自動車環境管理計画書提出書の様式及び記入例

第6号様式（第16条関係）

自動車環境管理計画書提出書（非公表）

2025 年 4 月 1 日	
東京都知事 殿	
法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください（スタンプ等を使用されても結構です）。 ※注）下記参照	住所 氏名 法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
自動車環境管理計画書提出書	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第28条第1項の規定により、自動車環境管理計画書を提出します。	
特定事業者の名称	都内にある本社又は事業所の名称及び所在地を記入してください。
特定事業者の所在地	〒111-1111 東京都〇〇〇〇
自動車環境管理計画書	別添のとおり
連絡先	郵便番号 及び 住所 (特定事業者の所在地と異なる場合)
	所 属
	担当者名
	電話番号
	お知らせ用メールアドレス
不明な場合に連絡しますので、この計画書を作成した担当者の連絡先（事業所等の住所・所属・氏名・電話番号・メールアドレス等）を記入してください。	〒111-1111 東京都〇〇〇〇 業務部 東京 太郎 03-8888-8888 (名称) (メールアドレス) (名称) (メールアドレス) 「お知らせ用メールアドレス」は、事業者専用サイトにご案内等を送付した際にお知らせを送付するメールアドレスです。 事業者専用サイトにはメールアドレスが表示されない代わりに名称が表示されます。登録のメールアドレスが分かるような名称の記入をお願いします。 「パスワード再発行用メールアドレス」は、事業者専用サイトのパスワードを変更する際に必要な認証コードを送付するメールアドレスです。
※ 受付	受付欄には、記入しないでください。 第4期から引き続き制度対象となる事業者については、事業者専用サイトからダウンロードした様式を御使用ください。

注) 都内にある支社等が本社等の代わりに提出する場合には、次の例のように、当該支社等の名称等を記入してください。

本社住所、名称	住所 〇〇県 〇〇市 〇〇 △丁目〇番地〇号
作成した支社等の代表者氏名	氏 名 □〇運輸株式会社
	代表取締役 □〇 △〇
	東京支店長 △△ □※
	(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

7 自動車環境管理計画書の様式及び記入例

計画書 1 (公表)

1 特定事業者の概要

特定事業者の名称	〇〇株式会社		計画書提出書の内容が自動表示されます。
特定事業者の所在地	〒111-1111 東京都〇〇〇〇		※注1)下記参照
特定事業者に該当することとなった日	2022 年 4 月 1 日		
使用する自動車の台数	560 台		
業 種	44 道路貨物運送業		
連 絡 先	所 属	業務部	
	郵便番号 及び 住所 (特定事業者の所在地と異なる場合)	〒111-1111 東京都〇〇〇〇	
	電話番号	03-8888-8888	

点検表4から自動計算されます。

ブルダウンで選択してください。39ページ「日本標準産業分類中分類」参照

計画書提出書の内容が自動表示されます。

2 基本方針

※注2)下記参照

注1) 「特定事業者に該当することとなった日」は、2022年3月31日以前から継続して、特定事業者である場合には、2022年4月1日と記入してください。

また、2022年4月1日以降、新たに特定事業者に該当した場合には、特定事業者に該当することとなった年月日を記入してください。

※これ以降、「特定事業者に該当することとなった日」については、同じ取扱をしてください。

注2) 基本方針

実現可能な事項を基本方針にしてください。

自動車環境管理計画を作成するにあたり、基本対策であるエコドライブや低公害・低燃費車の導入計画等の他、その他の自動車による環境負荷を低減するための貴社の目標や目標を達成するために行う取組について、事柄・数値などを記入してください。

例えば、次のような事項を参考にして記入してください。

※基本対策（エコドライブと低公害・低燃費車導入計画）では

- ・ 低公害・低燃費車を積極的に導入し、令和8（2026）年度末までに特定低公害・低燃費車導入率を30%以上にする。
- ・ 二酸化炭素（CO₂）の排出量の削減目標を10%とする。
- ・ エコドライブを徹底するため、毎週金曜の打ち合わせ会で、実施状況を確認する。

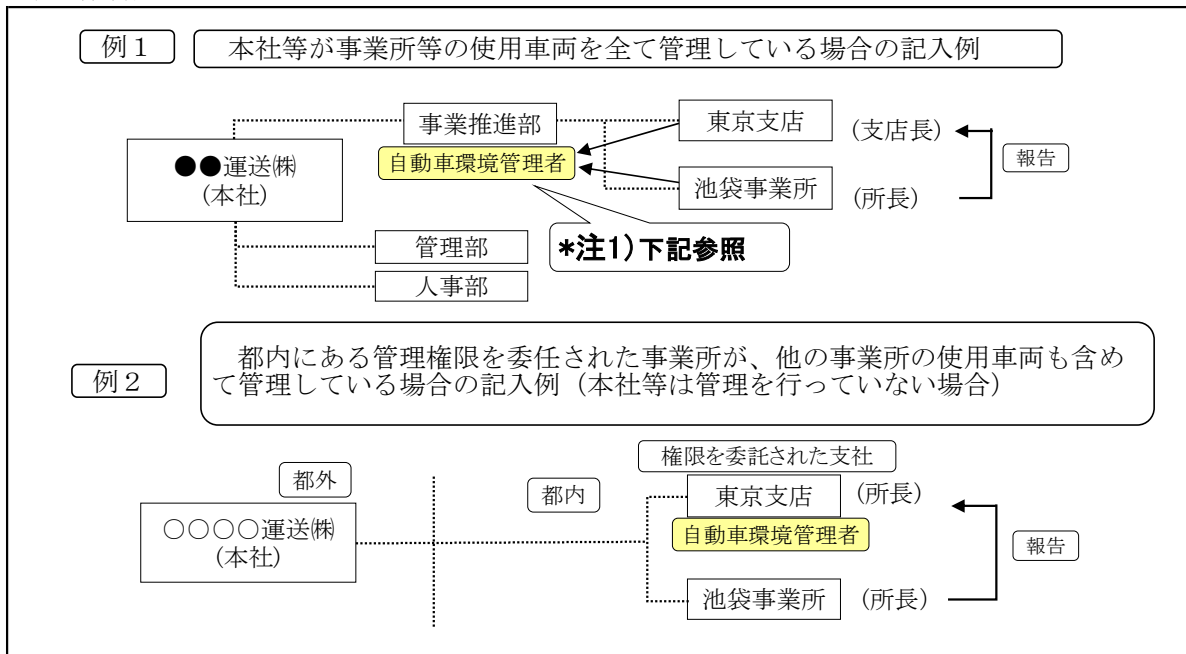
※基本対策以外の取組では

- ・ 環境マネジメントシステムを導入し、自社の取組を環境報告書として公開する。
- ・ 社員および来客に対して、鉄道、バス等の公共交通機関の利用を推奨する。
- ・ 路上駐停車を抑制し、交通渋滞の緩和に貢献する。

計画書 2(公表)

その2

3 推進体制図



4 自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標等

***注2) 下記参照**

CO ₂ 排出量	実績排出量(t)	392.3
	目標（計画期間平均排出量）(t)	353.2
	削減率(%)	10.0%
NOx排出量	前年度実績排出量（2023年度）(kg)	569.8
	目標（計画期間最終年度排出量）(kg)	541.3
	削減率(%)	5.0%
PM排出量	前年度実績排出量（2023年度）(kg)	4.9
	目標（計画期間最終年度排出量）(kg)	4.7
	削減率(%)	5.0%

5 特定低公害・低燃費車等の導入の取組に関する計画事項【基本対策】

***注3) 下記参照**

令和8（2026）年度末までに特定低公害・低燃費車の導入割合を30%以上とする。
車両の更新は、ハイブリッド車を優先して導入する。

注1) 図中、自動車環境管理者の所属する部署が分かるように明記してください。

(この書面は公表対象のため、個人名は記入しないで下さい。)

注2) 自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標等
点検表3「3 自動車からの排出ガス量」を作成後に自動表示されます。

注3) 特定低公害・低燃費車等の導入の取組に関する計画事項【基本対策】

都内で200台以上の自動車を使用する事業者につきまして、使用する自動車の台数に対して、東京都の特定低公害・低燃費車を30%以上(換算後)導入する義務があります。

また、乗用車(軽自動車除く。乗用車をベースとした特種自動車含む)については、非ガソリン車(特定低公害・低燃費車であり、ハイブリッド自動車またはプラグインハイブリッド自動車または電気自動車または燃料電池自動車であるもの)を20%以上(換算後)導入する義務があります。

特定低公害・低燃費車導入促進のための計画、取組事項を記載してください。

計画書 3(公表)

その 3

6 エコドライブの取組に関する計画事項【基本対策】			点検表8「8.(1)エコドライブの手法」を参考に、具体的に記入してください。
	計画事項	内 容	
エコドライブに関する対策	適正運転の実施	燃費に関する定量的な目標を定め、目標達成のために定期的な燃費の記録と管理を行い、従業員に周知する。	
	機器の導入	燃費記録計を全車両に導入し、燃費の記録・管理の自動化を図る。	
	車両の維持管理	日常点検・整備のマニュアルを作成して、適正な点検整備による燃費の維持を行っていく。	
7 自動車使用の合理化の取組に関する計画事項			点検表8「8.(2)自動車使用合理化の手法」を参考に、具体的に記入してください。
	計画事項	内 容	
車両の有効利用の促進	共同輸配送の促進	物資の集荷・仕分け等の業務をできるだけ他社と共同化して、輸送効率の向上を目指す。	
	帰り荷の確保	集配ルート工夫等をおこない、配送と集荷を1台で実施できるようなルート作成を実施する。	
	商品の標準化	積み合わせを容易にするために商品荷姿を標準化していく。	
その他自動車使用の合理化に関する計画事項	自動車使用の抑制	マイカー通勤を禁止する。また、外回り等の移動では自転車・徒歩による移動を推奨する。	
	物流拠点や車両待機場の整備等による環境への配慮	荷捌き場や駐停車場所、運転手控室等を現在よりも整備して、効率の良い物流拠点を作っていく。	
	・自営転換 ・モーダルシフトの推進 ・自動車使用の抑制	プルダウンの選択または自由記載により、取組項目を記入してください。	
事業活動に係る貨物、商品及び製品の搬入等のため、他者の自動車を利用している場合には、東京都地球温暖化対策指針別表第2(P.37)に掲げる物流効率化等の手法を参考にして、自動車の環境負荷を抑制する取組を記入してください。			
8 他者の自動車を利用する場合、自動車環境負荷を低減するための取組に関する計画事項			
	計 画 事 項	内 容	
	低公害・低燃費車等の利用割合の向上	貨物等を搬入する運送事業者に対して、できるだけ低公害・低燃費車を使用するように協力を呼びかけ、導入状況を確認していく。	
	エコドライブの推進	エコドライブに関する掲示板を設置したりすることで、運送事業者にもエコドライブの推進を働きかけていく。	
9 その他自主的な取組に関する計画事項			上記以外に計画事項がありましたら記入してください。
	計 画 事 項	内 容	
	・自主的な情報公開 ・環境マネジメントシステム等	・自社が取り組んでいる環境情報をホームページで公表していく ・グリーン経営認証の取得を目指す。	

8 点検表の様式及び記入例

点検表 1(非公表)

【点検表は公表されません】

点検表

(自動車環境管理計画書)

第5期(令和4年度～令和8年度)から特定事業者になった場合は記入不要です。

特定事業者の名称	〇〇運送株式会社
第4期特定事業者番号	j1628〇〇〇〇
第5期特定事業者番号	(記入不要)

自動車の購入、配置、整備など自動車の運行に関わる全ての権限を持つ立場にある方で、通常、代表取締役等を想定しています。ただし、支社長等に自動車に関する権限が委任されている場合には、支社長等を運行責任者とすることができます。

1 特定事業者の概要 (1) 運行責任者

氏名	△△ △△
所属	管理課

自動車環境管理者を選任してください。(別途申請書類が必要です。)

すでに選任されている事業者に関しましては、そのまま継続となります。(変更がある場合は変更届出書を御提出ください。)

※注)下記参照

(2) 自動車環境管理者

氏名	
所属	
所 属 住 所 (特 定 事 業 者 の 所 在 地 と 異 な る 場 合)	〒

(3) 会社情報

全従業員数	101人～300人以下
資本金等	1千万円超～5千万円以下

全従業員数及び資本金等に該当するものをプルダウンメニューより選択してください。従業員数には、パート、アルバイト等を含めてください。

注) ・ 自動車環境管理者は、自動車環境管理計画書に記載された事項の実施状況の把握、自動車の運行等に従事する者への指導及び監督、その他自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するために必要な業務の職務に責任を持つ者を選任してください。
(すでに自動車環境管理者を選任している場合は、届出書を提出する必要はありません。)

点検表 2(非公表)

2 営業所その他の事業所別概要

※この用紙の記入は必須ではありません。営業所毎に車両情報を管理したい場合などにご利用ください。

事業所数に合わせて、列の幅を調整して表示してください。事業所数は、エクセルファイル上で240事業所分設定されています。

営業所その他の事業所整理番号			合 計	未入力	1	2	...
営業所	乗車定員	車 両 総 重 量		未入力			
営業所				未入力			
営業所				工場その他上記以外			
点検表4の「営業所番号」と対応しており、自動的に営業所ごとの自動車使用台数が集計されます。				営業所その他の事業所の主たる用途を、プルダウンで選択してください。 ※注)下記参照			
自動車使用台数(台)	種類	乗車定員	車 両 総 重 量				
	小型貨物自動車		1.7t 以下	0	0	0	0
			1.7t超～2.5t 以下	0	0	0	0
			2.5t超～3.5t 以下	0	0	0	0
			3.5t 超～8t 未 満	0	0	0	0
			8t 以 上	0	0	0	0
	小 計			0	0	0	0
	普通貨物自動車		1.7t 以下	0	0	0	0
			1.7t超～2.5t 以下	0	0	0	0
			2.5t超～3.5t 以下	0	0	0	0
			3.5t 超～8t 未 満	0	0	0	0
			8t 以 上	0	0	0	0
	小 計			0	0	0	0
	乗合自動車	1人 以上 30人 未 満	1.7t 以下	0	0	0	0
			1.7t超～2.5t 以下	0	0	0	0
			2.5t超～3.5t 以下	0	0	0	0
			3.5t 超～8t 未 満	0	0	0	0
		30人 以上	1.7t 以下	0	0	0	0
			1.7t超～2.5t 以下	0	0	0	0
			2.5t超～3.5t 以下	0	0	0	0
3.5t 超～8t 未 満			0	0	0	0	
小 計			0	0	0	0	
小 型 ・ 普 通 乗 用 自 動 車			0	0	0	0	
軽 乗 用 自 動 車			0	0	0	0	
軽 貨 物 自 動 車			0	0	0	0	
小 型 特 殊 自 動 車			0	0	0	0	
大 型 特 殊 自 動 車			0	0	0	0	
小 計			0	0	0	0	
そ の 他			560	560	0	0	
合 計 台 数			560	560	0	0	

※この用紙の記入は必須ではありません。営業所毎に車両情報を管理したい場合などに御利用ください。

主たる用途

注) 営業所その他の事業所の主たる用途は、下記項目より、記入してください。
エクセルファイルで作成の場合は、プルダウンリストより選択してください。

(事務所・情報通信・放送局・商業・宿泊・教育・医療・
文化・物流・駐車場・工場その他上記以外)

点検表 3(非公表)

3 自動車からの排出ガス量

CO₂排出量

CO ₂		
計画書	排出量 (t)	2019年度実績
		2020年度実績
		2021年度実績
		2022年度実績 ○
		2023年度実績 ○
		2024年度実績 ○
		実績排出量
		目標 (計画期間平均排出量)
		削減率 (%)
		2022年度

③連続する3年分を選択してください。

①

②

④

⑤

⑥

2025年度から新規で提出する事業者は、2024年度実績に「○」を入れて下さい。過年度分の実績の記入は不要です。

NO_x, PM排出量

NO _x			PM
計画書	排出量 (kg)	2023年度実績	2,275
		目標 (計画期間最終年度排出量)	48
		削減率 (%)	
		2022年度	
		2023年度	
		2024年度	
		2025年度	
		2026年度	
		削減率 (%)	
		2022年度	

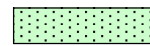
⑦

⑧

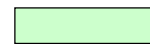
⑨

1 km走行当たり平均CO₂排出量 (t-CO₂/km)

計画書	2024年度実績	
	計画期間最終年度	
実績報告書	2022年度	
	2023年度	
	2024年度	
	2025年度	
	2026年度	



は、計画書につきましては記入しなくて良い部分です。



は、自動計算される部分です。

点検表 3 の説明

点検表3を作成する前に点検表4以降を作成してください。

CO₂排出量関係

- ① これまでのCO₂排出量の実績を記入して下さい。
(第4期より継続して提出する事業者の場合は、前々年度までのCO₂排出量があらかじめ入力されています。
初めて自動車環境管理計画書を提出する事業者の場合には、相談窓口までお問い合わせください。)
- ② CO₂排出量前年度実績は、点検表5から自動計算されます。
- ③ ①②で入力した前年度以前の実績値のうち、
任意の連続する3ヵ年を選択し、「○」を記入してください。
※実績値が3ヵ年ない場合は、把握できる範囲の実績から算出する等の方法がありますので、相談窓口までお問い合わせください。
- ④ ③で選択した3ヵ年の平均値が自動計算されます。
- ⑤ 目標(令和4(2022)～8(2026)年度の計画期間平均排出量)は、点検表5より自動計算されます。
先に点検表5を作成してください。
- ⑥ 目標(計画期間平均排出量)と実績排出量から、削減率は自動計算されます。
第4期計画期間の削減率を上回る目標設定を目指してください。
必要があれば、点検表5の計画等を見直してください。

NO_x・PM排出量関係

- ⑦ 前年度の実績が、点検表4から自動計算されます。
- ⑧⑨ ⑨削減率(%)を入力すると、⑧目標(計画期間最終年度排出量)が自動計算されます。

その他

1km走行あたり平均CO₂排出量について表示されています。必要に応じて、参考にしてください。
様式(Excelファイル)の右側には表示★前期実績【1台当たりの排出量等】については、
計画の削減量や削減率の参考にしてください。(下記参照)

★前期実績【1台当たりの排出量等】(参考値) ※燃料電池車、電気自動車は除く

	NO _x		PM		CO ₂			
	平均年間排出量(t)	最大年間排出量(t)	平均年間排出量(t)	最大年間排出量(t)	平均走行距離(km)	平均年間排出量(t-CO ₂)	最大走行距離(km)	最大年間排出量(t-CO ₂)
2016年度								
2017年度								
2018年度								
2019年度								
2020年度					1300	20	1560	35

対2020年度

	NO _x	PM
1台当たりの走行距離100km削減したときの排出削減量/台	0.0000	0.0000
車両を1台削減したときの排出削減量(全体)	0	0

第4期の特定事業者は、点検表3の右横に、前年度までの実績をもとに、削減量の参考となる1台当たりの排出量等を示しましたので、削減目標設定の参考としてご活用ください。

4 車両ごとの現況 (車両台数が増加して201台以上入力が必要となった場合は、事業者側で行の追加ができないため、自動車環境管理計画書相談窓口(46ページ参照)に相談して下さい。)

次項からの各番号の説明を参照してください。

(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)	(8)	(9) (10)		(11)	(12)			(13)	(14)			(15)	(16)	(17)	(18)		
整理番号	増減区分 (減車分不要)	営業所番号	ナンバープレート				初度登録年月	自動車種別	型式	車両総重量(kg)	燃料種類	後付け装置		年間走行距離(km)	年間燃料給油量(L, Nm ³ , kWh, kg)	排出係数			燃費等	排出量			達成状況基準	車両区分 その他	特定低公害・燃費車区分	環境性能の高いU.D.タクシー
			使用の本拠	分号	文字	指定番						NOx PM 低減	PM 低減			NOx	PM	CO ₂		NOx(kg)	PM(kg)	CO ₂ (t)				
1		1	練馬	500	○	1111	平成31年01月	軽自動車(乗用)	ZAA-HA3W	1320	電気			1047	97	-	-	0	10.79381443	-	-	0			○	
2		1						型式は、「- (ハイフン)」や「改」を含め、全て記入してください。	ZAA-HA3W	1320	電気	1		3451	294	-	-	0	11.73081443	-	-	0			○	
3		1							普通乗用車	DAA-ATH20W	2595	ハイブリッド(ガソリン)		739										○		
4		1	練馬	500	○	1111	平成31年01月	普通乗用車	DAA-NTP10	1935	ハイブリッド(LPG)			2136										○	○	
5		1	練馬	300	○	1111	令和4年08月	小型・普通乗用車	DAA-AWS210	1935	ハイブリッド(ガソリン)			2284										○		
6		1	練馬	300	○	1111	平成30年11月	小型・普通乗用車	DAA-ZVW30	1585	ハイブリッド(ガソリン)			67										○		
7		1	練馬	300	○	1111	平成24年02月	小型・普通乗用車	DBA-GRS200	1875	ガソリン			794												
8		1	練馬						1875	ガソリン			821													
9		1	練馬						1875	ガソリン			7598	1326	0.0125	0	2.32	5.720015083	0.094975	0	3.07632					
10		1	練馬						1875	ガソリン			8002	1372	0.0125	0	2.32	5.832261516	0.100025	0	3.18304					
11		1	練馬						1875	ガソリン			8156	1472	0.0125	0	2.32	5.54076087	0.10195	0	3.41504					
12		1	練馬						1875	ガソリン			9521	1924	0.0125	0	2.32	4.948544899	0.1190125	0	4.46368					
13		1	練馬	400	○	1111	平成25年06月	小型貨物車	QDF-KDH201	3385	軽油			7621												
14		1	練馬		○	1111	平成25年06月	小型貨物車	QDF-KDH201	3385	軽油			11143												
15		1	練馬	50	○	1111	平成16年04月	軽自動車(乗用)	TA-L250S	950	ガソリン			664												
16		1	練馬	300	○	1111	令和2年04月	小型・普通乗用車	DLA-CR5	2015	プラグインハイブリッド			5642										○		
17		1	練馬	300	○	1111	令和2年04月	小型・普通乗用車	DLA-CR5	2015	プラグインハイブリッド			7465										○		
18		1	練馬	300	○	1111	令和3年04月	小型・普通乗用車	DLA-CR5	2015	プラグインハイブリッド			1203	48	0.0125	0	2.32	25.0625	0.0150375	0	0.11136			確認	
19		1	練馬	300	○	1111	令和3年04月	小型・普通乗用車	DLA-CR5	2015	プラグインハイブリッド			5798	265	0.0125	0	2.32	21.67924528	0.072475	0	0.6148			○	
20		1	練馬	300	○	1111	令和3年05月	小型・普通乗用車	DLA-CR5	2015	プラグインハイブリッド			6542	327	0.0125	0	2.32	20.00611821	0.081775	0	0.75864			○	
21		1	練馬	300	○	1111	令和2年02月	小型・普通乗用車	ZBA-JPD10	2370	燃料電池(圧縮水素)			1536	15	0	0	0	102.4	0	0	0			○	
22		2	多摩	100	○	1111	平成19年9月	普通貨物車	KL-61HKZ	6870	軽油	H17		19632	4698	0.35	0.017	2.58	4.178798489	47.205144	2.29282128	12.12084				
23		2	多摩	100	○	1111	平成19年9月	普通貨物車	KL-61HKZ	6870	軽油	H17		10510	2752	0.35	0.017	2.58	3.819040888	25.271295	1.2274629	7.10016				
24		2	多摩	800	○	1111	平成17年03月	乗合(定員30人未満)	UD-DHW41改	5490	天然ガス(CNG)			9785												
25		2	多摩	200	○	1111	平成17年12月	乗合			ガス(CNG)			39811												
26		2	多摩	200	○	1111	平成17年12月	乗合			ガス(CNG)			42823												
27		2	多摩	200	○	1111	平成19年02月	乗合			ガス(CNG)			48276												
28		2	多摩	200	○	1111	平成19年02月	乗合			ガス(CNG)			46888	8012	0.175	0	2.23	5.852211867	120.086029	0	17.86676				
29		2	多摩	200	○	1111	平成19年02月	乗合			ガス(CNG)															
30		2	多摩	200	○	1111	平成19年02月	乗合			ガス(CNG)															
31		2	多摩	200	○	1111	平成22年01月	乗合(定員30人以上)	UD-DHW41改	5490	天然ガス(CNG)			30123	15269	0.175	0	2.23	1.97249981	121.381138	0.0245342	39.39144				
32		2	多摩	500	○	1111	平成20年06月	小型・普通乗用車	ABA-YXS10	1655	液化石油ガス(LPG)			87144	15154											
33								「車両ごとの現況」には、2輪車を除いて全て記入してください。			(LPG)			88447	14496											
34											(LPG)			82131	14308											
35											(LPG)			80696	14314	0.05	0	1.71	5.637657636	4.0348	0	24.47694				
36								特種自動車はベースとなる車両の用途を使用してください。			(LPG)			84733	14813.2	0.05	0	1.71	5.720100891	4.23665	0	25.330572				
37														10527	1611	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
38		2	多摩	40	○	1111	平成13年05月	軽自動車(貨物)	GD-S200V	1320	ガソリン			1612	241	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
39		2	多摩	900	○	1111	平成23年02月	大型特殊自動車	JDS-T006	19815	軽油					-	-	-	-	-	-	-	-	-		
40		2	多摩	900	○	1111	平成21年04月	大型特殊自動車	SD-KRC001	19285	軽油					-	-	-	-	-	-	-	-	-		
																-	-	-	-	-	-	-	-	-		

点検表 4 (非公表)

型式は、「ー(ハイフン)」や「改」を含め、全て記入してください。

燃料種類については、「ガソリン」と「ハイブリッド(ガソリン)」や「軽油」と「ハイブリッド(軽油)」,そして「プラグインハイブリッド」等、同じ燃料で種類が分かりますので、車検証の備考欄を参考に記入してください。

[燃料単位]
・ガソリン、軽油、液化石油ガスは「リットル」
・圧縮天然ガスは「Nm³」
・電気は「kWh」
・圧縮水素ガス(燃料電池)は「kg」

※「東京都特定低公害・低燃費車区分」で「確認」と表示された場合は、後述の「点検表 4 の説明 (17)」※「確認」が表示された場合」を参考に選択してください。

「NOx・PM低減」装置が付いている場合は「1」、無い場合には空欄にしてください。

装置の装着がある場合、「平成17年規制適合」は「H17」装置が無い場合には「空欄」にしてください。

「車両ごとの現況」には、2輪車を除いて全て記入してください。

特殊自動車はベースとなる車両の用途を使用してください。

網掛けの部分は、「年間燃料給油量」まで入力すると、自動計算により、記入される部分です。

大型・小型特殊自動車、被けん引車は走行距離、燃料使用量の入力はいらないでください。

点検表 4 の説明

- ・記入対象は、年度末現在の二輪車を除いた車両です（環境確保条例第28条参照）。

(参考) 第4期より継続して提出する事業者の場合の転記方法

第4期より継続して提出する事業者の場合は、以下の手順で、直近の実績報告書を利用して容易に入力することができます。

- ① 実績報告書の点検表4のうち、「番号」欄が「減車」となっている自動車の行を削除する。
- ② 「事業所整理番号」欄から「年間燃料給油量」欄までをコピーし、本計画書へ「値貼り付け」する。
※必ず「値貼り付け」としてください。

① 直近の実績報告書で減車としている車は「Excelのフィルタ機能で除外」します。

整理番号	増減区分	事業所番号	ナンバープレート	初年度登録年月	自動車種別	型式	車両総重量(kg)	燃料種類	後付け装置	年間燃料給油量(L, Nm3, kWh, kg)	排出係数	燃費等	排出	備考	
1		練馬 100	○	1234	平成14年03月	普通貨物車	KL-FE1JGDA	12,810	軽油	H17	5,000	1,000	0.350 0.017 2.58	5.00 22.4 1.1 2.8	
2		多摩 500	○	1234	令和1年07月	小型・普通乗用車	DAA-HC27	2,225	ハイブリッド(ガソリン)		29,857	2,828	0.013 0.000 2.32	10.48 0.4 0.0 6.6	
3	減車	練馬 800	○	1234	平成13年12月	普通貨物車	KK-NKR	6,595	軽油		0	0	0.175 0.000 2.23	0.0 0.0 0.0 0.0	
4		足立 530	○	1234	平成31年03月	小型・普通乗用車	DAA-NTP10	1,685	ハイブリッド(LPG)		300	30	0.025 0.000 1.71	9.87 0.0 0.0 0.1	
5		多摩 430	○	1234	平成27年05月	小型貨物車	TRG-NJR85A	4,455	軽油		548	72	0.045 0.001 2.58	7.66 0.1 0.0 0.2	
6		多摩 100	○	1234	平成28年03月	普通貨物車	TRG-NMR85AN	6,395	軽油		31,496	4,987	0.045 0.001 2.58	6.32 9.1 0.2 12.9	

② 減車を除外して「コピー」してください。

整理番号	増減区分	事業所番号	ナンバープレート	初年度登録年月	自動車種別	型式	車両総重量(kg)	燃料種類	後付け装置	年間燃料給油量(L, Nm3, kWh, kg)	排出係数	燃費等	排出	備考	
1		練馬 100	○	1234	平成14年03月	普通貨物車	KL-FE1JGDA	12,810	軽油	H17	5,000	1,000	0.350 0.017 2.58	5.00 22.4 1.1 2.8	
2		多摩 500	○	1234	令和1年07月	小型・普通乗用車	DAA-HC27	2,225	ハイブリッド(ガソリン)		29,857	2,828	0.013 0.000 2.32	10.48 0.4 0.0 6.6	
4		足立 530	○	1234	平成31年03月	小型・普通乗用車	DAA-NTP10	1,685	ハイブリッド(LPG)		300	30	0.025 0.000 1.71	9.87 0.0 0.0 0.1	
5		多摩 430	○	1234	平成27年05月	小型貨物車	TRG-NJR85A	4,455	軽油		548	72	0.045 0.001 2.58	7.66 0.1 0.0 0.2	
6		多摩 100	○	1234	平成28年03月	普通貨物車	TRG-NMR85AN	6,395	軽油		31,496	4,987	0.045 0.001 2.58	6.32 9.1 0.2 12.9	

③ 「値の貼り付け」で貼り付けます。※通常の「貼り付け」はしないでください。

- (1) 左端の列の「整理番号」欄は、必要であれば連番等ご自由にお使いください。（未記入でも可）
- (2) 「営業所番号」欄は、点検表2「2営業所その他の事業所別概要」を使用する場合、記入してください。
- (3) ナンバープレート欄は、車検証の写しを確認しながら「使用の本拠」、「分類番号」「文字」、「指定番号」を記入してください。

(例) 使用の本拠 → 品川 100 ← 分類番号
文字 → あ 1 1 - 1 1 ← 指定番号

- (4) 「初年度登録年月」欄は、車検証の写しの「初年度登録年月」を記入してください。
- (5) 「自動車の種別」欄は、車検証の写しの「自動車の種別」及び「用途」を合わせて、プルダウンより選択してください。特種自動車はベースとなる車両の用途を使用してください。
(例) 自動車の種別「普通」で用途「貨物」の場合：「普通貨物車」
- (6) 「型式」欄は、車検証の写しの「型式」欄をすべて（「-（ハイフン）」や、構造の変更等で、最後に「改」が付いている場合には、その「改」も含む。）記入してください。
- (7) 「車両総重量(kg)」欄は、車検証の写しの車両総重量を「kg（キログラム）」単位で記入してください。※最大積載量ではありません。
- (8) 「燃料種類」欄には、次の事項から該当する燃料を選択してください。

圧縮天然ガス(CNG)、液化石油ガス(LPG)、ガソリン、軽油、ハイブリッド自動車(ガソリン)、ハイブリッド自動車(軽油)、燃料電池(圧縮水素)、電気、プラグインハイブリッド、ハイブリッド(LPG)

※バイフューエル車の場合は、主として使用している燃料種類を選択してください。

- (9) 「後付け装置」欄の「NOx・PM低減」欄は、次の考え方で記入してください。
 - ・国が指定したNOx・PM低減装置を装着した場合：「1」
 - ・未装着の場合：空欄

なお、装置の有無については、車検証の備考欄で確認してください。

- (10) 「後付け装置」欄の「PM低減」欄は、次の考え方で記載してください。

なお、対象車種はディーゼル車（燃料が軽油）です。

H17	平成17年度規制に対応した、九都県市指定粒子状物質減少装置を装着した車両
空欄	装置が装着されていない車両



平成17年度 規制適合車
(上部に「H17」の記載が有)

- (11) 年間走行距離(km)及び年間燃料給油量(L)は、計画書提出の前年度の4月1日から3月31日までの合計を記載してください。小数点以下は四捨五入し、整数で記入してください。

また、給油量の単位は、燃料がCNGの場合は(Nm3)、電気の場合は(kWh)、燃料電池の場合は(kg)と読み替えて記入してください。なお、プラグインハイブリッド車はガソリンのもの、パイフューエル車の場合は、主として使用している燃料のものを記入してください。

小型特殊・大型特殊自動車については、年間走行距離・給油量は記入しないでください。

- (12) 「排出係数」欄は自動表示されます。

(参考) 排出係数

ア NOx

ディーゼル	別表1及び2のとおり(P.40)
ガソリン	別表1及び2のとおり(P.40)
LPG	別表1及び2のとおり(P.40)
C 乗用車	同クラス(車両総重量、規制年)
N 車両総重量3.5トン以下のバス・トラック	のガソリン・LPG車の2分の1
G 車両総重量3.5トン超のバス・トラック	同クラス(車両総重量、規制年)のディーゼル車の2分の1
ハイブリッド(ガソリン)	同クラス(車両総重量、規制年)のガソリン車の2分の1
プラグインハイブリッド	同クラス(車両総重量、規制年)のガソリン車の2分の2
ハイブリッド(軽油)	同クラス(車両総重量、規制年)のディーゼル車の2分の1
電気・燃料電池(圧縮水素)	0(ゼロ)

後付け装置	
NOx PM 低減	PM 低減
1	

「後付け装置」の「NOx・PM低減」欄に「1」(装着)を入力した場合には、P.40 別表3から該当するNOxの値が選択されます。

ただし、国土交通省の低排出ガス自動車の認定を受けた車両（次表の「低公害車区分」に該当する車両）は、次の考え方で排出係数を算出しています。

低公害車区分	低公害車区分の説明	排出係数の算出方法
☆	平成12年基準排出ガス25%低減車両	同クラス車両の 3/4
☆☆	平成12年基準排出ガス50%低減車両	同クラス車両の 1/2
☆☆☆	平成12年基準排出ガス75%低減車両	同クラス車両の 1/4
新☆	平成17、21(22)年度基準NOx&PM10低減 (NOx10%低減のみ、PM10低減のみを含む)	同クラス車両の 9/10
新☆☆	平成17、21年度基準排出ガス50%低減	同クラス車両の 1/2
	平成30年度基準排出ガス25%低減	同クラス車両の 3/4
新☆☆☆	平成17、21年度基準排出ガス75%低減	同クラス車両の 1/4
	平成30年度基準排出ガス50%低減	同クラス車両の 1/2
新☆☆☆☆	平成30年度基準排出ガス75%低減	同クラス車両の 1/4

※ 同クラス車両：車両総重量や規制年（別表1及び別表2参照）が同じ車両を言う。

イ PM

ディーゼル	別表2のとおり(P.40)
ガソリン	0(ゼロ)
LPG	0(ゼロ)
CNG	0(ゼロ)
ハイブリッド(ガソリン)	0(ゼロ)
電気・燃料電池(圧縮水素)	0(ゼロ)

- ・「後付け装置」の「NOx・PM低減」欄が「1」（装着）の場合は、別表4 P.40「NOx・PM低減」欄から該当する値が自動で選択されます。
- ・「後付け装置」の「PM低減」欄が「H17」の場合は、P.40別表4の「H17」欄から該当する値が自動で選択されます。

燃料種類	後付け装置		別表4(「NOx・PM低減装置」又は「PM低減装置」装着車のPM排出係数)			
	NOx・PM低減	PM低減	車両総重量	単位	NOx・PM低減	H17
ガソリン	1		1.7t以下	g/km	0.055	0.052
ガソリン			1.7-2.5t	g/km	0.06	0.06
軽油			2.5-3.5t	g/km	0.06	0.06
軽油			3.5t超	g/km/t	0.023	0.017
軽油		H17	乗用車	g/km	0.055	0.055
軽油		H17				

ウ CO₂ （東京都自動車環境管理指針別表第一のとおり）

燃料	排出係数	単位
ガソリン(ハイブリッド車を含む)	2.32	(kg・CO ₂ /L)
軽油(ハイブリッド車を含む)	2.58	(kg・CO ₂ /L)
液化石油ガス(LPG)	1.71	(kg・CO ₂ /L)
圧縮天然ガス(CNG)	2.23	(kg・CO ₂ /Nm ³)
電気	0	(kg・CO ₂ /kWh)
圧縮水素ガス	0	(kg・CO ₂ /kg)

(13) 「燃費等」欄は、（年間走行距離）÷（年間燃料使用量）で自動計算されます。

(14) 「排出量」欄は、次のとおりにより自動計算されます。

(参考) 排出量の計算方法

<NOx排出量・PM排出量>

- ・車両総重量3.5t未満の車両
排出係数(g/km)×年間走行距離(km)÷1000＝＊(kg)

例1 次の車両で説明します。

型式	車両総重量(kg)	燃料種類	NOx・PM低減	年間走行距離(km)	年間燃料給油量(g)
KJ-CR42V	2,250	軽油	H17	13,000	2,300

燃料が軽油なのでP38別表2ディーゼル車の排出係数を参照します。型式KJ、車両総重量2250kg(2.25トン)から、NOxの排出係数は0.7、PMは「PM低減装置」「H17」なのでP.40別表4から0.06になります。

また、年間走行距離は13000Kmであることから、排出量は、次のように計算します（最後の「÷1000」で、「g」を「kg」にしている）。

NOx排出量：0.7×13000÷1000=9.1(kg)

PM排出量：0.06×13000÷1000=0.8(kg)

NOx	PM	CO ₂
0.700	0.060	2.58



排出係数			燃費	排出量		
NOx	PM	CO ₂		NOx(kg)	PM(kg)	CO ₂ (t)
0.700	0.060	2.58	5.7	9.1	0.8	5.9

- ・ 車両総重量3.5t超の車両

排出係数(g/km/t) × 年間走行距離(km) × 車両総重量(t) ÷ 1000 = * (kg)

(算出の際は、車両総重量の単位に注意してください。)

例2 次の車両で説明します。

型式	車両総重量(kg)	燃料種類	NOx・PM低減	年間走行距離(km)	年間燃料給油量(ℓ)
KK-FRR35G4	7,978	軽油		15,600	3,610

燃料が軽油なのでP.40別表2ディーゼル車の排出係数を参照、型式KK、総重量7978kg(7.978トン)から、排出係数NOxは0.35、PMは「PM低減装置」「空欄(なし)」なので0.023になります。

また、年間走行距離は15600kmであることから、排出量は、次のように計算できます(最後の「÷1000」で、「g」を「kg」にしています。)

NOx 排出量 : 0.35 × 15600 × 7.978 ÷ 1000 = 43.56 (kg)

PM 排出量 : 0.023 × 15600 × 7.978 ÷ 1000 = 2.862 (kg)

排出係数			燃費	排出量		
NOx	PM	CO ₂		NOx(kg)	PM(kg)	CO ₂ (t)
0.350	0.023	2.58	4.3	43.6	2.9	9.3

<CO₂排出量>

排出係数(Kg/給油単位) × 年間燃料給油量(給油単位) ÷ 1000 = * (t)

例1 次の車両で説明します。

型式	車両総重量(kg)	燃料種類	NOx・PM低減	年間走行距離(km)	年間燃料給油量(ℓ)
KK-FRR35G4	7,978	軽油		15,600	3,610

軽油の排出係数を参照し、排出係数は2.58となり、年間燃料給油量は3,610ℓであるから排出量は次のように計算します。

CO₂ 排出量 : 2.58 × 3610 ÷ 1000 = 9.31 (t)

(「÷1000」で「kg」を「t(トン)」にします。)

- (15) 「燃費基準達成状況」欄は、下記条件(※1)に該当する車両の場合、車検証の備考欄または自動車検査記録事項にある燃費基準達成状況の記載を確認するか、国土交通省のホームページを参照し、下記プルダウンリスト(※2)の燃費基準達成状況に該当していることが確認できた車両のみ選択可能です。入力することにより基準を満たしていれば特定低公害・低燃費車に該当する場合があります。

(国交省の自動車燃費一覧のページ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn10_000002.html)

※1 燃費基準達成状況を選択する必要がある車両の条件

① 乗用車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車等)かつ燃料種類がガソリン
② 乗用車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車等)かつ燃料種類がLPG
③ 軽量車(車両総重量が1.7トン以下の普通自動車等(乗用車を除く))かつ燃料種類がガソリン
④ 中量車(車両総重量が1.7トン超3.5トン以下の普通自動車等(乗用車を除く))かつ燃料種類がガソリン

※2 燃費基準達成状況のプルダウンリスト

プルダウンリスト	燃費性能
H32+20%以上	平成32年度燃費基準20%向上以上達成
R2+20%以上	令和2年度燃費基準20%向上以上達成
H32	平成32年度燃費基準達成
R2	令和2年度燃費基準達成
H27+25%以上	平成27年度燃費基準25%向上以上達成
H27+20%	平成27年度燃費基準20%向上達成
H27+15%	平成27年度燃費基準15%向上達成
H27+10%	平成27年度燃費基準10%向上達成
H27+5%	平成27年度燃費基準5%向上達成

(16) 「その他区分」欄は、次の条件に該当する場合記入してください。

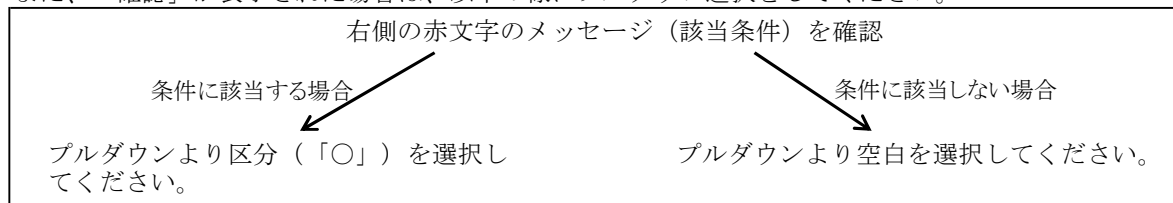
区分	条件	根拠
1	高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置を有し、かつ、専ら高齢者、障害者等の移動の用に供される自動車の場合	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱(平成22年東京都告示第1610号)第三条
2	内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する普通自動車等であって、かつ、標準ユニバーサルデザインタクシー認定要領(平成二十四年三月二十八日付国自旅第百九十二号)に基づき標準仕様を満たしていると認定され、又はこれと同等の仕様を有すると知事が認める乗用車	同附則
3	被けん引車(トレーラ)	

※その他区分が「2」に該当し、燃料種類がハイブリッド(ガソリン)又はハイブリッド(軽油)の場合は、自動判定されるほかに特定低公害・低燃費車に該当する場合がございますので、自動車環境管理計画書相談窓口までお問合せください。

(17) 「特定低公害・低燃費車区分」欄は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条第1号に規定する特定低公害・低燃費車及び同条第2号規定する知事が別に定める乗用車に関する要綱(平成22年第1610号)に規定する特定低公害・低燃費車に該当する場合、「○」が自動表示されます。

(※3)

また、「確認」が表示された場合は、以下の様にプルダウン選択をしてください。



特定低公害・低燃費車区分
 環境性能の高いUDタクシー

パソコンのエクセルを利用して作成している場合には、車両型式を入力した後に、東京都特定低公害低燃費車区分に「確認」が出る場合があります。「確認」となったら、右側に確認する内容が表示されますので、その内容を確認してください。左の例のような場合は、類別区分番号が1001～1016、1033～1048かを確認し、該当する場合には、下のように「○」を選択してください。

確認

【1】 類別区分番号0003～0006に限る。

「○」の場合は「確認」の隣のプルダウンメニューより「○」を選択してください。

《注意》

日野自動車株式会社等の一部自動車において、型式認証審査時の性能試験における不正行為が判明したことに伴い、メーカー調査後に燃費性能が変更となる可能性があります。燃費性能の変更により特定低公害・低燃費車に該当しなくなった自動車については、非該当自動車として公表しています。(P.45 別表6 参照)

非該当公表前に事業の用に供した(※)自動車はそのまま特定低公害・低燃費車としますが、非該当公表後に事業の用に供した自動車については特定低公害・低燃費車とはなりませんのでご注意ください。

非該当自動車がある場合には特定低公害・低燃費車区分に「確認」が表示され、右側に「令和5年7月31日(非該当日)までに事業の用に供した自動車に限る。」や「令和5年9月20日(非該当日)までに事業の用に供した自動車に限る。」等と表示されますので、導入時期やその他条件を確認の上、該当する場合には「○」を選択してください。

また、非該当自動車の型式が変更されている場合、新型式を記入すると「非該当車両の車検証差し替え後の型式に該当。令和5年7月31日(非該当日)までに事業の用に供した自動車に限る。」等と表示されますので条件を満たしていれば特定低公害・低燃費車に該当しますので、「○」を選択してください。

※ 「事業の用に供した」とは、新車・中古車を問わず当該車両の使用を開始したことを指します。従って初度登録年月ではなく、いつ当該車両の使用を開始したかによって判断してください。ご不明点がございましたら相談窓口までお問い合わせください。

(参考) ①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条第一号に規定する特定低公害・低燃費車及び同条第二号に規定する知事が別に定める乗用車に関する要綱

②都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第十七条第三項に規定する知事が別に定める自動車及び同条第五項に規定する知事が別に定める乗用車に換算する方法を定める要綱

③燃費性能の変更により特定低公害・低燃費車に該当しなくなった非該当自動車一覧表
(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html>)

④再測定した自動車の型式及び測定結果一覧《国土交通省のホームページ》
(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001611884.pdf>)

※ 換算率は点検表6-1、点検表6-2の備考欄にてご確認ください。

(18) 「環境性能の高いUDタクシー」欄は、東京都次世代タクシー導入補助の対象となる場合、「○」が自動表示されます。

◆点検表 5_6 作業シート

本シートに入力することで、点検表 5 及び 6 の車両数に自動で反映されます。

全車種（乗用・貨物・乗合 ※軽自動車含む）の台数

燃料種類	計画書作成時点			2022年			2023年			2024年			2025年			2026年		
	特定低公害・低燃費車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計
燃料電池（圧縮水素）	0		0										1		1	1		1
電気	0		0										4		4	4		4
プラグインハイブリッド	1	9	10										8	2	10	10	0	10
ハイブリッド（LPG）	0	0	0										0	0	0	0	0	0
ハイブリッド（ガソリン）	5	15	20										10	10	20	10	10	20
ハイブリッド（軽油）	0	0	0										0	0	0	0	0	0
天然ガス（CNG）	0	0	0										0	0	0	0	0	0
液化石油ガス（LPG）	0	0	0										0	0	0	0	0	0
ガソリン	10	132	142										10	125	135	20	115	135
軽油	30	50	80										40	40	80	40	40	80
合計		252												250			250	

乗用車（軽乗用車除く）の台数

燃料種類		計画書作成時点			2022年			2023年			2024年			2025年			2026年		
		非ガソリン車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計
非ガソリン車	燃料電池（圧縮水素）	0		0										1		1	1		1
	電気	0		0										4		4	4		4
	プラグインハイブリッド	1	9	10										8	2	10	10	0	10
	ハイブリッド（LPG）	0	0	0										0	0	0	0	0	0
	ハイブリッド（ガソリン）	0	10	10										5	5	10	5	5	10
	ハイブリッド（軽油）	0	0	0										0	0	0	0	0	0
乗用車以外	天然ガス（CNG）		0	0										0	0	0		0	0
	液化石油ガス（LPG）		0	0										0	0	0		0	0
	ガソリン		72	72										65	65		65	65	
	軽油		20	20										20	20		20	20	
	合計		112											110			110		

備考

- この用紙の記入に当たっては、小型特殊自動車、大型特殊自動車及び被けん引車を除いて下さい。
- 都内（島しょ除く）で200台以上の自動車を使用する事業者は、下記のとおり導入義務があります。**
2026年度末までに、特定低公害・低燃費車を30%以上導入して下さい。
2026年度末までに、乗用車（軽乗用車除く）について、非ガソリン車を20%以上導入して下さい。
- 非ガソリン車とは、特定低公害・低燃費車に該当する車であって、燃料電池車、電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車であるものを指します。
プラグインハイブリッド車とハイブリッド車は、特定低公害・低燃費車に該当しないものもありますのでご注意ください。
- 特定低公害・低燃費車の基準及び一覧はこちらをご覧ください。<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html>
- 導入率の算出にあたっては、下記のとおり1台あたりの換算率が設定されています。導入率は点検表6-1及び6-2でご確認頂けます。
特定低公害・低燃費車の導入義務について：燃料電池車3台、電気自動車3台、プラグインハイブリッド車2台、それ以外1台
乗用車の非ガソリン車の導入義務について：燃料電池車2台、電気自動車2台、プラグインハイブリッド車2台、ハイブリッド車1台

点検表 5、6 作成に向けた作業シートの説明

点検表5_6の作業シートの説明

シートは大きく、「全車種（乗用・貨物・乗合 ※軽自動車含む）の台数」と「乗用車（軽乗用車除く）の台数」に分かれています。

◎全車種（乗用・貨物・乗合 ※軽自動車含む）の台数：特定低公害・低燃費車の導入の計画

⇒点検表6-1に反映

◎乗用車（軽乗用車除く）の台数：非ガソリン車の導入の計画 ⇒ 点検表6-2に反映

「全車種(乗用・貨物・乗合 ※軽自動車含む)の台数」の検討・作成

- 「自動車の燃料の種類別区分」ごと、2025年度から2026年度までの車両数（台）の見通しを記入してください。特定低公害・低燃費車の導入計画と導入率が点検表6-1に自動計算されます。

点検表5_6の作業シートの記入例を抜粋

燃料種類	計画書作成時点			2025年度			2026年		
	特定低公害・低燃費車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計
燃料電池（圧縮水素）	0		0	0		0	0		0
電気	0		0	0		0	2		2
プラグインハイブリッド	1	9	10	1	9	10	6	4	10
ハイブリッド（LPG）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハイブリッド（ガソリン）	5	15	20	5	15	20	5	15	20
ハイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天然	0	0	0	0	0	0	0	0	0
液化	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガソリン	10	132	142	10	130	140	10	128	138
軽油	30	50	80	35	45	80	40	40	80
合計		252			250			250	

2026年度
電気自動車を2台増車

特定低公害・低燃費車に該当しないプラグインハイブリッド車を特定低公害・低燃費車に5台代替

ガソリン車を2台減車

軽油車を特定低公害・低燃費車に5台代替

2025年度
ガソリン車を2台減車
軽油車を特定低公害・低燃費車に5台代替

上記の場合では、ガソリン車を、計画時は142台使用していますが、2025年度は2台減車、2026年度には2台を電気自動車で代替することを示しています。

なお、車両の代替は実施するが、同じ型式の車両への代替の場合は、本表での数値は見かけ上変わらないになります。

「乗用車(軽乗用車除く)の台数」の作成

- 「自動車の燃料の種類別区分」ごと、2025年度から2026年度までの、軽自動車を除く乗用車の車両数（台）の見通しを記入してください。非ガソリン車の導入計画や導入率が点検表6-2に自動計算されます。

点検表5_6の作業シートの記入例を抜粋

燃料種類	計画書作成時点			2025年度			2026年		
	非ガソリン車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計	特定低公害・低燃費車	非該当	合計
燃料電池（圧縮水素）	0		0	0		0	0		0
電気	0		0	0		0	2		2
プラグインハイブリッド	1	9	10	1	9	10	6	4	10
ハイブリッド（LPG）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハイブリッド（ガソリン）	0	10	10	0	10	10	0	10	10
天然ガス（CNG）		0	0		0	0		0	0
液化石油ガス（LPG）		0	0		0	0		0	0
ガソリン		72	72		70	70		68	68
軽油		20	20		20	20		20	20
合計		112			110			110	

2026年度
電気自動車を2台増車

特定低公害・低燃費車に該当しないプラグインハイブリッド車を特定低公害・低燃費車に5台代替

ハイブリッド車などに該当しないガソリン車を2台減車

2025年度
ハイブリッド車などに該当しないガソリン車を2台減車

※ 台数計画の検討・作成に当たっては、点検表7の計画とも関係してきますので、点検表5～7は並行して作成してください。点検表6-1は特定低公害・低燃費車の導入計画の策定、点検表6-2は非ガソリン車の導入計画の策定、点検表7はNOx・PM法に基づく低公害・低燃費車の導入計画の策定となります。

点検表 5（非公表）

5 自動車の走行距離、燃料使用量及び二酸化炭素排出量の年次計画

※詳細は23, 24ページを参照して下さい。

燃料種類	項 目	計画書 作成時点	計 画 期 間					実績
			2022	2023	2024	2025	2026	
燃料電池	車両数(台)	41				① 55	73	
電気	車両数(台)	112				56	74	
プラグイン ハイブリッド	走行距離(km)	339, 495				②		
	燃料使用量(kL)	19. 35						
	車両数(台)	20				122	158	
二酸化炭素排出量(t-CO2)		45				0. 00	0. 00	
ハイブリッド 【液化石油ガス (LPG)】	走行距離(km)	732, 497						
	燃料使用量(kL)	61. 43						
	車両数(台)	21				124	160	
二酸化炭素排出量(t-CO2)		105. 05				0. 00	0. 00	
ハイブリッド 【ガソリン】	走行距離(km)	875, 168						
	燃料使用量(kL)	49. 91						
	車両数(台)	< 軽油 > (ハイブリッドを除く)				126	162	
二酸化炭素排出量(t-CO2)		115. 80				0. 00	0. 00	
ハイブリッド 【ディーゼル】	走行距離(km)	2, 251, 245						
	燃料使用量(kL)	467. 79						
	車両数(台)	66				128	164	
二酸化炭素排出量(t-CO2)		1, 206. 89				0. 00	0. 00	
天然ガス (CNG)	走行距離(km)	7, 067						
	燃料使用量(百Nm3)	2. 54						
	車両数(台)	2				130	166	
二酸化炭素排出量(t-CO2)		0. 57				0. 00	0. 00	
液化石油ガス (LPG)	走行距離(km)	1, 138						
	燃料使用量(kL)	0. 10						
	車両数(台)	1				132	168	
二酸化炭素排出量(t-CO2)		0. 17				0. 00	0. 00	
ガソリン	走行距離(km)	1, 385, 976						
	燃料使用量(kL)	159. 01						
	車両数(台)	120				134	170	
二酸化炭素排出量(t-CO2)		368. 91				0. 00	0. 00	
軽油	走行距離(km)	3, 380, 730						
	燃料使用量(kL)	868. 56						
	車両数(台)	81				136	172	
二酸化炭素排出量(t-CO2)		2, 240. 88				0. 00	0. 00	
車両総台数		540				1, 143	1, 467	
合計CO2排出量(t-CO2)		4, 083. 16				0. 00	0. 00	

実績欄は計画書につきましては記入しなくて良い部分です。

備考 1 二酸化炭素排出量(t-CO₂)は、東京都自動車環境管理指針（平成23年東京都告示第345号）別表第1に掲げる排出係数を用いて算出すること。

2 この用紙の記入に当たっては、小型特殊自動車、大型特殊自動車及び被けん引車を除くこと。

点検表5の説明

① 「2025年度から2026年度」欄の「車両数」の確認

- 2025年度から2026年度までの車両数（台）の欄に車両数が入力されているか確認してください。点検表5_6の作業シートで車両台数を入力すると点検表5に自動計算されるはずですので、数値の入力がない場合は、点検表5_6の作業シートの入力をしてください。

※ 点検表6，7の作成

点検表5の車両数の増減は、点検表6，7の車両台数や点検表8の取組内容と連動しますので、並行して作成します。以降は必要に応じて、点検表5～8を見比べながら、作成してください。

② 「2025年度から2026年度」欄への燃料の種類別「走行距離」と「使用量」の記入

- 点検表6～8の内容から、増車と減車の計画だけでなく、エコドライブ及び自動車使用合理化の計画を踏まえて、以下の「年間走行距離」及び「年間燃料使用量」及び「二酸化炭素排出量」を計画します。計画期間の合計CO₂排出量の平均値が、第4期計画期間のCO₂排出量の目標となり、点検表3に転記されます。

記入例を抜粋			計画書作成時点の数値 (直近の実績報告書の数値)					点検表5.6の作業シートから自動的に計算されます。		実績
燃料種類	項目	計画書作成時点	2022	2023	2024	2025	2026			
燃料電池	車両数(台)	0				5	5			
電気	車両数(台)	2				30	40			
プラグインハイブリッド	走行距離(km)	339,495								
	燃料使用量(kL)	19.35								
	車両数(台)	20				20	20			
二酸化炭素排出量(t-CO ₂)		44.90				0.00	0.00			
ハイブリッド【液化石油ガス(LPG)】	走行距離(km)	732,497								
	燃料使用量(kL)	61.43								
	車両数(台)	0				0	0			
二酸化炭素排出量(t-CO ₂)		105.05				0.00	0.00			

自動計算されます

燃料種類ごとに車両台数の増減やエコドライブの実施状況、自動車使用の効率化や公共交通機関の利用促進などによる走行距離などの削減計画を反映して、それぞれの走行距離と燃料使用量を入力してください。

台数は変化しないものの、エコドライブによってガソリン使用量を削減(点検表8の計画を踏まえて)燃料使用量の削減計画を立ててください。

同様に、ハイブリッド【ガソリン】、ハイブリッド【ディーゼル】、天然ガス(CNG)、液化石油ガス(LPG)、ガソリン、軽油の「自動車の燃料の種類別区分」についても記入します。
燃料電池と電気は、走行距離と燃料の使用量の記載は必要ありません。

なお、貴社の第4期（2016～2020年度）の実績をもとに、1台当たりの走行距離の平均値や最大値について、点検表5の右側に示していますので、参考としてください。

★前期実績【1台当たりの排出量等】（参考値）※燃料電池車、電気自動車は除く

	CO ₂			
	平均走行距離(km)	平均年間排出量(t-CO ₂)	最大走行距離(km)	最大年間排出量(t-CO ₂)
2016年度				
2017年度				
2018年度				
2019年度				
2020年度				

左記の表に貴社の過去の実績を示しています。車両を1台減車したときの削減数値など、今後の計画における走行距離やCO₂排出量の削減量の

対2020年度

	CO ₂	総台数	総削減量
1台当たりの走行距離100km削減したときの排出削減量/台			0.0000
車両を1台削減したときの排出削減量(全体)			
エコドライブ等により燃費を1%改善したときのCO ₂ 排出削減量(全体)			

【自動計算に関する補足①】 走行距離・燃料使用量及び台数の合計方法

まず、(点検表4)の「4 車両ごとの現況」の「燃料種類」を確認しながら、「自動車の燃料の種類別区分」毎に、走行距離・燃料使用量及び台数を合計します。

- 計画書作成時の走行距離・燃料使用量及び台数の合計値は、各個表の左端の「計画書作成時点」列に自動表示されます。

なお、単位が次のように異なります。

	点検表4	点検表5	変換 (点検表4の値を)
天然ガス	Nm ³	百Nm ³	100で割る
液化石油ガス・ガソリン	L	kL	1000で割る
軽油	L	kL	1000で割る
二酸化炭素排出量	(t)トン	(t)トン	そのまま

以下 圧縮天然ガス(CNG)自動車の例で説明します。

天然ガス自動車の例(点検表4)

燃料種類	NOx PM 低減	PM 低減	年間走行 距離 (km)	年間燃料 給油量 (L, Nm ³ , kWh, kg)
軽油			15,800	3,610
天然ガス(CNG)			28,436	4,278
ガソリン			14,371	1,384
天然ガス(CNG)			12,391	3,921
軽油			5,532	5,000
プラグインハイブリッド			16,908	1,205

①燃料種類ごとに、表中の年間走行距離を合計し、個表の同じ種別の「計画書作成時点」列に自動表示されます。

③自動車の種別ごとに、表中の年間燃料給油量を合計し、個表の同じ種別欄の「計画書作成時点」列に自動表示されます。

各計

天然ガス自動車の例(点検表7)

自動車の燃料 の種類別区分	項目	計画書 作成時点
天然ガス自動車	走行距離(km)	47,740
	天然ガス使用量(百Nm ³)	86.68
	車両数(台)	2

②天然ガス自動車の走行距離は「4 車両ごとの現況」をもとに合計されます。

④天然ガス自動車の燃料使用量は「4 車両ごとの現況」をもとに合計されます。

【自動計算に関する補足②】 二酸化炭素排出量 (t-CO₂) の計算方法

計算は、次の式と係数を使用しています。

排出係数(kg/給油単位) × 年間燃料給油量(給油単位) ÷ 1000 = * (t)
(最後の「÷1000」で、「kg」を「t (トン)」にしています。)

< 排出係数 >

燃料	排出係数	単位
ガソリン(ハイブリッド車を含む)	2.32	(kg・CO ₂ /L)
軽油(ハイブリッド車を含む)	2.58	(kg・CO ₂ /L)
液化石油ガス(LPG)	1.71	(kg・CO ₂ /L)
圧縮天然ガス(CNG)	2.23	(kg・CO ₂ /Nm ³)
電気	0	(kg・CO ₂ /kWh)
圧縮水素ガス	0	(kg・CO ₂ /kg)

・ 計算例

天然ガス自動車の燃料使用量の合計(貨物) :

81.99 百Nm³

排出量 = 2.23 × 81.99 × 100 ÷ 1000 = 18.28 t(トン)

81.99百Nm³ の意味です(百Nm³をNm³に変換しています)。

- 液化石油ガス等他の「自動車の燃料の種類別区分」についても同様です。

点検表 6-1 (非公表)

6-1 特定低公害・低燃費車の導入計画（乗用・貨物・乗用）

上段：燃料種類 下段：1台あたりの換算率			作 成 時 点	計画期間内の導入台数及び車両数										
				2022		2023		2024		2025				
				導入	車両数	導入	車両数	導入	車両数	導入	車両数			
特定低公害・低燃費車	燃料電池 【3】	計画												
		実績												
	電気 【3】	計画							2	4		4		
		実績												
	プラグイン ハイブリッド 【2】	計画	1							8	2	10		
		実績												
	ハイブリッド 【1】	液化石油 ガス (LPG)	計画											
			実績											
		ガソリン	計画	5						5	10		10	
			実績											
		ディーゼル	計画											
			実績											
	天然ガス (CNG) 【1】	計画												
		実績												
	液化石油ガス (LPG) 【1】	計画												
		実績												
	ガソリン 【1】	計画	8								10	10	20	
		実績												
	軽油 【1】	計画	30								40		40	
		実績												
非該当車両台数		計画	208							-7	177	-12	165	
		実績												
車両総台数		計画	252							250		250		
		実績												
換算後の特定低公害・ 低燃費車の導入率 (%)		計画	17.850							36.400		42.000		
		実績												

点検表 5_6 作業シートを入力すると、特定低公害・低燃費車の導入台数と導入率が自動計算されますので、特に作業は必要ありません。

点検表 5_6 作業シートを入力すると、特定低公害・低燃費車の導入台数と導入率が自動計算されますので、特に作業は必要ありません。

- 備考 1 この用紙の記入に当たっては、小型特殊自動車、大型特殊自動車、中型特殊自動車のうち、特定低公害・低燃費車の該当条件については、都民の健康知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱（平成22年告示第10号）に基づき、本点検表6-1の導入率の算出結果と導入台数の変化を見ながら計画を作成することも可能です。
- 備考 2 特定低公害・低燃費車の該当条件については、都民の健康知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱（平成22年告示第10号）に基づき、本点検表6-1の導入率の算出結果と導入台数の変化を見ながら計画を作成することも可能です。
- 備考 3 換算後の特定低公害・低燃費車の導入率の算定に当たっては、規則第17条第3項に規定する知事が別に定めるに換算することにより計算すること。

点検表5,6作業シートで作成した、車両の代替計画が反映され、特定低公害・低燃費車の導入率が算出されます。本点検表6-1の導入率の算出結果と導入台数の変化を見ながら計画を作成することも可能です。

点検表 6-2（非公表）

6-2 非ガソリン車の導入計画（乗用車（軽乗用車除く））

上段：燃料種類 下段：1台あたりの換算率			作成 計画 時 点 書	計画期間内の導入台数・車両数										
				2022		2023		2024						
				導入	車両数	導入	車両数							
特定低公害・低燃費車のうち非ガソリン車	燃料電池【2】	計画												
		実績												
	電気【2】	計画							2	4		4		
		実績												
	プラグインハイブリッド【2】	計画	1							8	2	10		
		実績												
	ハイブリッド【1】	液化石油ガス(LPG)	計画											
			実績											
		ガソリン	計画							5	5		5	
			実績											
		軽油	計画											
			実績											
	非該当車両台数		計画	111							-7	92	-2	90
			実績											
乗用車総台数		計画	112							110		110		
		実績												
換算後の特定低公害・低燃費車の導入率(%)		計画	1.786							28.182		31.818		
		実績												

点検表5_6作業シートを入力すると、非ガソリン車の導入台数と導入率が自動計算されますので、特に作業は必要ありません。

点検表5_6作業シートを入力すると、非ガソリン車の導入台数と導入率が自動計算されますので、特に作業は必要ありません。

- 備考 1 この用紙の記入に当たっては、乗用車（軽乗用車除く）の
 2 特定低公害・低燃費車の該当条件については、都民の健康
 知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱（平成22
 3 換算後の特定低公害・低燃費車の導入率の算定に当たって
 規則第17条第3項に規定する知事が別に定めるに換算する
 により計算すること。

点検表5_6作業シートで作成した、車両の代替計画が反映され、非ガソリン車の導入率が算出されます。
 本点検表6-2の導入率の算出結果と導入台数の変化を見ながら計画を作成することも可能です。

点検表 7 (非公表)

7 低公害・低燃費車の導入計画

※①～⑤の詳細は28、29ページを参照して下さい。

※この用紙は、業種が「43 道路旅客運送業」と「44 道路貨物運送業」の場合、確認及び記入は必要ありません。

		① 計画書作成時点	2022年度		2023年度		2024年度		④ 2025年度		2026年度		⑤ 合 計			前年度実績		
			減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	使用 台数	減少 台数	増加 台数	使用 台数
天然ガス		5											0	0	5			
G ガソリン 液化石油ガス (LPG)	新☆☆☆	0											0	0	0			
	新☆☆☆☆	6							5				5	0	6			
	新☆☆☆☆☆																	
	他	6							1				1	0	6			
軽油 (ハイブリッド除く)	新長期	0											0	0	0			
	新☆ (新長期)	0											0	0	0			
	ポスト 新長期	2											0	0	2			
	H28・30規制																	
	他	2											0	0	2			
ハイブリッド		6							1	2			2	3	7			
プラグイン ハイブリッド		5							1	2			1	2	6			
電気		0								1		1	0	2	2			
燃料電池		1										1	0	1	2			
② 対象車両台数		33	0	0	0	0	0	0	2	5	0	2	3	8	38			
③ うち低排出ガス車の合計		25	0	0	0	0	0	0	2	5		2	3	8	30			

実績欄は計画書につきましては記入しなくて良い部分です。

- 備考 1 「低排出ガス車」とは、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車）、ガソリン自動車又はLPG自動車のうち新☆☆☆以上の低排出ガス車の認定を受けているもの、ディーゼル自動車のうち新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車、電気自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車をいう。
- 2 この用紙の記入に当たっては、小型特殊自動車、大型特殊自動車及び軽自動車を除くこと。

点検表 7 の説明

※ 点検表 7 は、業種が「43 道路旅客運送業」と「44 道路貨物運送業」の場合、NO_x・PM法において別途作成し、提出することとなっていますので、ここでは確認及び記入は必要ありません。

表の①の「計画書作成時点」列には、点検表 4「4 車両ごとの現況」で入力した車両情報を基にエクセルで計算された数字が入ります。
軽自動車（乗用・貨物）及び特殊自動車（小型・大型）については、この様式では対象車両でないため、入力情報は反映されません。

① 「計画書作成時点」列に、車両の台数を燃料の種類ごとに下の表で確認しながら記入します。

- 点検表 4「4 車両ごとの現況」をもとに、「計画書作成時点」列に「低排出ガス車」の台数が自動表示されます。

なお、「低排出ガス車」については、点検表 4「4 車両ごとの現況」に記載した「型式」を、次の表と照らし合わせて判断してください。

＜ 液化石油ガス(LPG)・ガソリン ＞（ハイブリッド及びプラグインハイブリッドを除く）

車両の区分	型 式
新☆☆☆	3桁で「C」または「M」から始まるもの
新☆☆☆☆	3桁で「D」または「R」から始まるもの
新☆☆☆☆☆	3桁で「D」または「R」から始まるもの
他	上記の区分に該当しないもの

＜ 軽油 ＞（ハイブリッドを除く）

車両の区分	型 式
新長期	3桁で下記3つに該当しないもの
新長期☆	3桁で「N」または「P」または「B」から始まるもの
ポスト 新長期	3桁で「L、F、M、R、S、T、Q」から始まるもの
H28・30規制	3桁で「2、3、4、5、6」から始まるもの
他	上記の区分に該当しないもの

例

自動車の種別	型式	車両総重量 (kg)	燃料種類
乗合（定員30人未満）	KC-MJ629F	7,965	軽油
普通貨物車	SKG-FK72FY	4,675	軽油
小型貨物車	DBF-CVZNY12	1,780	ガソリン
乗合（定員30人未満）	LC-DQEG25	2,800	ガソリン
小型貨物車	KG-LH172V	3,015	軽油

燃料が軽油、型式がSKG。表から「ポスト新長期」に該当

燃料がガソリン、型式がDBF。表から「新☆☆☆☆」に該当

燃料が軽油、型式がKG。表に該当する型式が無いいため「その他」に該当

② 「計画書作成時点」列の「合計」を計算して自動表示します。

- 天然ガス車から燃料電池車までの車両数を合計します。

③ 「うち低排出ガス車の合計」を自動表示します。

- 「合計」の数から「液化石油ガス（LPG）・ガソリン」及び「軽油」欄の「他」を除いた数が自動表示されます。

④ 2025年度から2026年度までの欄に、燃料の種類毎に減少・増加の予定台数を記入します。

- ・ 2025年度以降どのような低排出ガス車を、いつ購入又は廃車するか、点検表 5_6 作業シートや次の例を参考に各欄に台数を記入してください。

	作成 計画 時点	2022		2023		2024		2025		2026		合 計		
		減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	使用 台数
ハイブリッド	6							1	2			2	3	7
プラグイン ハイブリッド	5							1	2			1	2	6
電気								1		1			2	2
燃料電池	1									1			1	2

2025年に1台廃車し、かわりに2台購入する予定なので、減少台数に「1」、増加台数に「2」を記入。

2025年に電気自動車を1台購入し、2026年には電気自動車と燃料電池車を1台購入する予定なので、それぞれ「1」を記入。

⑤ 「合計」欄は以下のとおり自動表示されます。

- ・ 「合計」の「減少台数」及び「増加台数」には、2025年度から2026年度までの間に計画している、減少又は増加のそれぞれの合計台数が自動表示されます。
- ・ 「合計」の「使用台数（最終年度末）」には、記入した計画を年度ごとに実施した場合の、2027年3月末保有台数が自動表示されます。

現在(当初)の数

	作成 計画 時点	2022		2023		2024		2025		2026		合 計		
		減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	減少 台数	増加 台数	使用 台数
ハイブリッド	6							1	2			2	3	7
プラグイン ハイブリッド	5							1	2			1	2	6
電気								1		1			2	2
燃料電池										1			1	2

最終的に、当初5台、増加2台、減車1台で $5+2-1=6$ 台 となります。

上記のとおり、2025年に1台廃車し、かわりに2台購入する予定なので、減少台数に「1」、増加台数に「2」を記入。

点検表 8 (非公表)

※具体的な内容は、41ページ

8 エコドライブ及び自動車使用合理化の手法 (1) エコドライブの手法

計画事項	計画項目の有無	内 容
適正運転の実施	2	燃費の記録管理
	3	燃費に関する定量的目標
	1	エコドライブマニュアル
	1	エコドライブに関する
	1	エコドライブの実施(2の適正化等)
機器の導入	2	駐停車時のアイドリング
		優良ドライバーの表彰等
		エコドライブ装置搭載車の導入
	2	デジタル式運行記録計やテレマティクス等の導入・活用
	2	エコタイヤ(省燃費タイヤ)の導入
車両の維持管理		アイドリング・ストップ装置搭載車の導入
		エア・ヒーター、蓄熱装置、寒冷式クーラー、マフラー・ディフューザの導入
	1	外部電源による冷蔵等
	2	日常点検・整備マニュアル
		日常点検・整備に関する
その他		日々の始業時点検・定
	3	エアークリーナーの定
		外部電源による冷蔵等

次の考え方に従って、該当する番号を選択してください。
(項目以外)

考え方	選択番号
既に計画内容を実施している場合	3
計画の内容に取り組んでいる場合	2
計画しているが着手していない場合	1
計画等が無い場合	空欄

温度

次の考え方に従って、該当する番号を選択してください。
(項目)

「機器の導入」 記載基準

- 「3」 : 2026年度までに100%導入予定
「2」 : 2026年度までに50%以上導入予定
「1」 : 2026年度までに50%未満導入予定

(2) 自動車使用合理化の手法

計画事項	計画項目の有無	内 容
車両の有効利用の促進	2	貨物の集荷・配送等の業務の共同化(積載効率・輸送効率の向上及び輸送距離・使用車両の削減)
		効率的な輸送推進のための大型車両の導入
	1	輸送ロットの平準化による輸送能力の効率的な活用
	3	往復で荷物を確保する(空車の削減)
		時間指定配送の弾力化の要請
		受注時間と配送時間の設定(ルール化)
		緊急配送をできるだけ避ける(随時配送の廃止)
		検品レスやルーチン化による時間の短縮
		消費者等による配達予定日時、配達場所等の指定、置き配等の実施
		朝夕ラッシュ時の配送を昼間配送に振替
自営転換		積載効率が低い土曜日・日曜日の車両使用の削減
		車両への積載効率を向上させるためパレットや梱包サイズ、伝票などを標準化
モーダルシフトの推進		積み合わせを容易にするため商品荷姿を標準化
		回送運行距離を最小限にするような車両の運用
公共交通機関の利用の促進		自家用貨物自動車による輸送から営業用貨物自動車による輸送への転換
		鉄道輸送の活用
		運搬用自転車・二輪車等の活用
		海運等の活用
		鉄道、バス等の公共交通機関の利用
情報化の推進	3	自転車シェアリングサービスの利用促進
	3	マイカー通勤の抑制(環境配慮と感染症対策等のバランスの確保)
		カーシェアリングの利用促進
		通勤用巡回バスの整備
		テレワークやリモート会議の推進
物流施設の高度化、物流拠点の整備等		事業用自動車の自宅持ち帰りの抑制
		交通需要のモード選択におけるアプリなどの活用
	1	配車システムの導入・拡大
	1	求貨求車システムや車両荷室の空き状況と貨物のマッチングシステム等の活用
	1	VICS(道路交通情報通信システム)搭載カーナビゲーションシステム等による渋滞回避
環境マネジメントシステム等	1	ETC(無線通信を利用して有料道路の通行料金支払いを行うシステム)の導入
		駐車スペースや接車バースの予約システムの活用
		荷室の空き状況をリアルタイムで把握するシステムの活用
		物流拠点への集約による輸送の効率化
	2	荷さばき場、駐停車場所、運転手控室等の整備
その他		荷待ち時等における路上駐停車の自粛
		共同荷捌き場や大型ビルの館内配送の利用
		ISO14001認証の取得
		エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証の取得
		グリーン経営認証の取得
	3	東京都貨物輸送評価制度の評価を取得
	3	グリーン・エコプロジェクトへの参加
	3	環境報告書の作成
		ZEV(電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車)を導入している事業者を優先して活用
		東京都貨物輸送評価制度で評価を受けている輸送事業者の活用
		SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた積極的取組

「(1)エコドライブの手法」と同様に記入してください。

9 東京都自動車環境管理指針

令和4年3月24日
東京都告示第382号

1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第28条第1項に規定する特定事業者が、自動車をもたらす環境への負荷（以下「自動車環境負荷」という。）を低減するために取り組む措置等の内容について定めることを目的とする。

2 用語

この指針において使用する用語は、条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条第1号に規定する特定低公害・低燃費車及び同条第2号に規定する知事が別に定める乗用車に関する要綱（平成22年東京都告示1610号）において使用する用語の例による。

3 自動車環境管理計画書の作成等

- (1) 特定事業者は、二酸化炭素、粒子状物質、窒素酸化物等の自動車環境負荷を低減させる視点から、条例第28条第1項の規定により、次に掲げる事項を記載した自動車環境管理計画書を作成し、知事が別に定める点検表を添えて知事に提出するものとする。
 - ア 自動車環境負荷を低減するための取組に関する基本方針の策定に関すること。
 - イ 自動車環境負荷を低減するための取組の推進体制の整備等に関すること。
 - ウ 自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標の設定等に関すること。
 - エ 特定低公害・低燃費車等の導入の取組に関すること。
 - オ エコドライブの取組に関すること。
 - カ 自動車の使用の合理化の取組に関すること。
 - キ 他者の自動車を利用する場合における自動車環境負荷を低減するための取組に関すること。
 - ク その他自主的に取り組む事項
- (2) 特定事業者は、自動車環境負荷を低減するための取組のうち(1)のエ及びオを基本的な取組事項（以下「基本対策」という。）として、計画に盛り込み、実施するものとする。
- (3) 自動車環境管理計画書の作成は、事前に(1)の点検表を作成し、その内容を踏まえて行うものとする。
- (4) 特定事業者が作成する自動車環境管理計画書の様式は、別記第1号様式によることとする。
- (5) 自動車環境管理計画書及び(1)の点検表の作成に当たっては、二酸化炭素については別表第1に掲げる排出係数を用いることとし、粒子状物質及び窒素酸化物については知事が別に定める係数を用いることとする。

4 自動車環境負荷を低減するための取組に関する基本方針の策定

特定事業者は、自動車環境負荷を低減するための目標及び当該目標を達成するために行う取組について、具体的な目標数値又は取組事項を盛り込んだ基本方針を定め、実施するものとする。

5 自動車環境負荷を低減するための取組の推進体制の整備等

- (1) 特定事業者は、自動車環境負荷を低減するための取組を着実かつ効果的に推進するため、当該取組を組織的に行うための体制を整備するよう努める。
- (2) 特定事業者は、自動車環境管理者について、組織内における位置付け、条例第33条第1項に規定する職務の具体的内容等を明確化するものとする。
- (3) 自動車環境管理者は、その職務の一つとして、自動車環境管理計画書に記載された事項の実施による効果、改善点等を把握し、特定事業者に対して必要な助言又は提案を行うものとする。

- (4) 特定事業者は、自動車環境負荷の低減に関し、自動車環境管理者の助言又は提案を取り入れ、実施するよう努める。

6 自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標の設定等

特定事業者は、次に掲げるところにより、特定事業者が使用する自動車から発生する二酸化炭素、粒子状物質及び窒素酸化物の排出量の削減を進めるための目標値の設定等を行うものとする。

(1) 二酸化炭素について

ア 目標値の設定等の目安となる排出量の実績値は、平成28年度から令和3年度までの排出量の実績値のうちから連続する3箇年度（以下「特定年度」という。）を選択し、その排出量の平均値（特定年度を選択できない理由があると知事が認める場合は、知事が別に定める方法により求めた排出量）とするものとする。

イ 排出量の削減を進めるための目標値として、自動車環境管理計画書の計画期間における平均排出量を設定するものとする。

ウ アの実績値からイの目標値を減じて得た値をアの実績値で除して得た値に100を乗ずることにより、削減率を求めるものとする。

(2) 粒子状物質及び窒素酸化物について

ア 目標値の設定等の目安となる排出量の実績値は、自動車環境管理計画書を提出した日の属する年度の前年度の排出量（前年度の排出量がない場合は、知事が別に定める方法により求めた排出量）とするものとする。

イ 排出量の削減を進めるための目標値として、自動車環境管理計画書の計画期間の最終年度における排出量を設定するものとする。

ウ アの実績値からイの目標値を減じて得た値をアの実績値で除して得た値に100を乗ずることにより、削減率を求めるものとする。

7 特定低公害・低燃費車等の導入の取組

特定事業者は、次に掲げるところにより特定低公害・低燃費車の導入計画を定め、実施するものとする。

- (1) 200台以上の自動車を使用する特定事業者にあつては、条例第35条の規定により、次のア及びイに掲げる割合を、令和8年度の末日において、それぞれ当該ア及びイに掲げる水準となるように自動車の更新等を積極的かつ計画的に進めるものとする。

ア 特定低公害・低燃費車の導入割合 令和4年東京都告示第239号による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第17条第3項に規定する知事が別に定める自動車及び同条第5項に規定する知事が別に定める乗用車に換算する方法を定める要綱（平成22年東京都告示第1611号。以下「換算要綱」という。）に規定する換算後の低公害・低燃費車（以下「換算後の低公害・低燃費車」という。）に換算して30パーセント以上

イ 条例第35条第2号に規定する知事が別に定める乗用車（以下「知事が別に定める乗用車」という。）の導入割合 換算要綱に規定する換算後の乗用車（以下「換算後の乗用車」という。）に換算して20パーセント以上

- (2) 200台未満の自動車を使用する特定事業者にあつては、特定低公害・低燃費車及び知事が別に定める乗用車の導入割合を、令和8年度の末日において、それぞれ、換算後の低公害・低燃費車に換算して30パーセント以上、換算後の乗用車に換算して20パーセント以上の水準となるように自動車の更新等に努める。

- (3) 使用する自動車に対応する特定低公害・低燃費車が供給されていない場合等により、特定低公害・低燃費車への更新が困難なときは、特定低公害・低燃費車以外の低公害・低燃費車等に、知事が別に定める乗用車への更新が困難なときは、低公害・低燃費車等であるプラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車にそれぞれ更新するものとする。

8 エコドライブの取組

- (1) 特定事業者は、二酸化炭素、粒子状物質及び窒素酸化物の排出削減を図り、計画的に燃料使用量の抑制に努めるため、別表第2の(1)に掲げる手法等により組織的かつ継続的にエコドライブを行うための計画を定め、実施するものとする。
- (2) (1)のエコドライブの計画及び実施に当たっては、自動車走行距離及び燃料使用量を定量的に把握するよう努める。

9 自動車の使用の合理化の取組

特定事業者は、それぞれの業種及び業態に応じ、二酸化炭素、粒子状物質及び窒素酸化物の排出削減を図り、計画的に自動車走行距離及び燃料使用量の抑制に努めるため、別表第2の(2)に掲げる手法等により自動車の使用を合理化するための計画を定め、実施するものとする。

10 他者の自動車を利用する場合における自動車環境負荷を低減するための取組の推進

特定事業者は、事業活動に係る貨物、商品及び製品（以下「貨物等」という。）の搬入等のため、他者の自動車を利用している場合には、東京都地球温暖化対策指針（平成21年東京都告示第989号）別表第2の第1の部及び第2の部の表中「事業者の取組」の欄に掲げる事項を参考にして、当該自動車に係る個別具体的な自動車環境負荷を低減するための取組事項を定め、実施に努める。

11 その他自主的に取り組む事項

特定事業者は、自主的に取り組む事項として、次に掲げる事項等について定め、実施するものとする。

- (1) 自動車環境負荷を低減させるための取組を積極的に公表する。
- (2) 自動車環境負荷を低減するための取組に係る第三者評価の取得等に努めるとともに、その取得状況を公表する。
- (3) 従業員への研修及び自動車環境負荷を低減させるための具体的な取組を記載したマニュアルの作成等により、従業員に対し、自動車環境管理計画書の内容を周知し、徹底する。

12 自動車環境管理実績報告書の作成等

- (1) 特定事業者は、条例第29条の規定により、自動車環境管理実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、知事が別に定める点検表を添えて知事に提出するものとする。
- (2) 実績報告書の作成は、事前に(1)の点検表を作成し、その内容を踏まえて行うものとする。
- (3) 実績報告書の様式は、別記第2号様式によることとする。
- (4) 自動車環境負荷を低減するための取組に係る第三者評価を取得等した際は、その内容を記載する。
- (5) 実績報告書及び(1)の点検表の作成に当たっては、二酸化炭素については別表第1に掲げる排出係数を用いることとし、粒子状物質及び窒素酸化物については知事が別に定める係数を用いることとする。

13 自動車環境管理計画書及び実績報告書の公表

条例第31条の規定により知事が行う自動車環境管理計画書及び実績報告書の公表は、特定事業者の概要及び3(1)のアからクまでの事項とする。

14 その他

この指針に定めるもののほか、自動車環境管理計画書及び実績報告書の作成、提出、公表等の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の東京都自動車環境管理指針の規定は、この告示の施行の日の属する年度（以下「施行年度」という。）以後の年度に係る自動車環境管理計画書又は実績報告書を作成し、提出する特定事業者について適用し、施行年度より前の年度に係る自動車環境管理計画書又は実績報告書を作成し、提出する特定事業者については、なお従前の例による。

別表第2 エコドライブ及び自動車使用合理化の手法

(1) エコドライブの手法

大分類	小分類	内容
エコドライブに関する対策	適正運転の実施	燃費の記録管理
		燃費に関する定量的目標の設定
		エコドライブマニュアルの作成・配布
		エコドライブに関する教育・訓練の実施
		エコドライブの実施(空ぶかし、急発進・急加速運転等の削減、冷蔵冷凍車の場合は荷室温度の適正化等)
		駐停車時のアイドリング・ストップの徹底
	機器の導入	優良ドライバーの表彰等
		エコドライブ装置の装着・装置搭載車の導入
		デジタル式運行記録計やテレマティクス等の導入・活用
		エコタイヤ（省燃費タイヤ）の導入
		アイドリング・ストップ装置搭載車の導入
		エア・ヒーター、蓄熱マット、蓄冷式クーラー又はエア・ディフレクタの導入
	車両の維持管理	外部電源による冷蔵等貨物室の空調管理を可能とする装置の導入
		日常点検・整備マニュアルの作成・配布
		日常点検・整備に関する教育・訓練の実施
		日々の始業時点検・定期点検の完全実施
エアークリーナーの定期的な点検		
	運転日報の作成	

(2) 自動車使用合理化の手法

大分類	小分類	内容
車両の有効利用の促進	共同輸送の促進	物資の集荷・仕分け・配送等の業務の共同化(積載効率・輸送効率の向上及び輸送距離・使用車両の削減)
	輸送能力の有効活用	効率的な輸送推進のための大型車両の導入
	積み荷の確保	輸送ロットの平準化による輸送能力の効率的な活用
	時間指定の改善	往復で荷物を確保する(空車の削減)
	受注時間と配送時間のルール化	時間指定配送の弾力化の要請
	受注時間と配送時間の設定(ルール化)	受注時間と配送時間の設定(ルール化)
	緊急配送をできるだけ避ける(随時配送の廃止)	緊急配送をできるだけ避ける(随時配送の廃止)
	検品の簡略化	検品レスやルーチン化による時間の短縮
	小口貨物の配送(宅配便等)における再配達の削減	消費者等による配達予定日時、配達場所の指定、置き配等の実施
	道路混雑時の輸送の見直し等	朝夕ラッシュ時の配送を昼間配送に振替
	積載効率が低い土曜日・日曜日の車両使用の削減	積載効率が低い土曜日・日曜日の車両使用の削減
	パレット・荷姿・伝票等の標準化	車両への積載効率向上のため、パレット、梱包サイズ、伝票等を標準化
自動車使用の抑制	商品の標準化等	積み合わせを容易にするため商品荷姿を標準化
	回送の削減	回送運行距離を最小限にするような車両の運用
	自営転換	自家用貨物自動車による輸送から営業用貨物自動車による輸送への転換
	モーダルシフトの推進	鉄道輸送の活用
		運搬用自転車・二輪車等の活用
		海運等の活用
	自動車使用の抑制	鉄道、バス等の公共交通機関の利用
		自転車シェアリングサービスの利用促進
		マイカー通勤の抑制(環境配慮と感染症対策等のバランスの確保)
		カーシェアリングの利用促進
		通勤用巡回バスの整備
		テレワークやリモート会議の推進
情報化の推進	情報化の推進	事業用自動車の自宅持ち帰りの抑制
		交通需要のモード選択におけるアプリなどの活用
		配車システムの導入・拡大
		求貨求車システムや車両荷室の空き状況と貨物のマッチングシステム等の活用
		VICS(道路交通情報通信システム)搭載カーナビゲーションシステム等による渋滞回避
		ETC(無線通信を利用して有料道路の通行料金支払いを行うシステム)の導入
物流拠点や車両待機場所の整備等による環境への配慮	物流拠点や車両待機場所の整備等による環境への配慮	駐車スペースや接車バースの予約システムの活用
		荷室の空き状況をリアルタイムで把握するシステムの活用
		物流拠点への集約による輸送の効率化
		荷さばき場、駐停車場所、運転手控室等の整備
環境マネジメントシステム等	環境マネジメントシステム等	荷待ち時等における路上駐停車の自粛
		共同荷扱き場や大型ビルの館内配送の利用
		ISO14001の認証を取得
		エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証を取得
		グリーン経営認証の取得
		東京都貨物輸送評価制度の評価を取得
		グリーン・エコプロジェクトへの参加
		環境報告書の作成
		ZEV(電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車)を導入している事業者を優先して活用
		東京都貨物輸送評価制度で評価を受けている輸送事業者の活用
		SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた積極的取組

別表第1 二酸化炭素の排出係数(自動車排出ガス)

燃料	単位	排出係数
ガソリン	(kg・CO ₂ /L)	2.32
軽油	(kg・CO ₂ /L)	2.58
液化石油ガス	(kg・CO ₂ /L)	1.71
圧縮天然ガス	(kg・CO ₂ /Nm ³)	2.23
電気	(kg・CO ₂ /kWh)	0
圧縮水素ガス	(kg・CO ₂ /kg)	0

10 東京都地球温暖化対策指針（抄）

別表第2 貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用している
場合の地球温暖化の対策

第1 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。

項目	事業者の取組
1 低公害・低燃費車等の利用割合の向上	(1) 貨物等を搬入する際には、低公害・低燃費車を使用して搬入することを、売主等との売買契約書等に記載すること。
	(2) 運送を委託して貨物等を搬入する際には、低公害・低燃費車を使用して搬入することを、運送事業者との運送契約書に記載すること。
	(3) 入構許可証の交付時、搬入計画の策定時等に合わせ、低公害・低燃費車の利用状況を確認すること。
	(4) 貨物等を搬入する際には、環境負荷の大きな自動車を使用しないことを、売主等との売買契約書等に記載すること。
	(5) 運送を委託して貨物等を搬入する際には、環境負荷の大きな自動車を使用しないことを、運送事業者との運送契約書に記載すること。
	(6) 入構許可証の交付時、搬入計画の策定時等に合わせ、環境負荷の大きな自動車の利用状況を確認すること。
	(7) 環境負荷の大きな自動車を使用しないことを求める掲示物を施設内に設置すること。
	(8) その他
2 物流効率化の推進による交通量の抑制	(1) 共同輸配送を推進するため、他者の貨物等と併せて輸配送することを受け入れること。
	(2) 過度なジャスト・イン・タイムサービスを廃止する等納品回数を削減すること。
	(3) 朝夕のラッシュ時、積載効率の低い曜日等を避けた輸配送を運輸事業者と共同で実施すること。
	(4) 効率的な物流活動が可能となる荷さばきのための駐車施設等関連施設を場内に整備すること。
	(5) 建物内配送を一元化すること。
	(6) 貨物等の形状の標準化（既成のパレット・コンテナの使用等）について売主等と協議し、また館内にパレット・コンテナ集積所などを設けること。
	(7) 積載率向上のため、自ら過度の包装等の見直しを行うこと。
	(8) 積載率向上のため、包装資材の軽量化等に取り組むよう売主等に対して働きかけること。
	(9) 共同輸配送など効率的輸配送を行う運送事業者を選択するよう売主等に対して働きかけること。
	(10) 適宜、運行指示書等の提示要求、包装資材等の確認等を行い、(8)及び(9)の働きかけの実現状況を確認すること。
	(11) その他
3 エコドライブの推進	(1) エコドライブを実施した輸配送を行うよう売主等に対して働きかけること。
	(2) エコドライブの推進を求める掲示物を施設内に掲示すること。
	(3) その他
4 体制の整備	(1) 物流効率化、エコドライブの推進等に係る社員教育を実施すること。
	(2) 運送事業者等の取組状況を、適宜、把握するとともに確認できるような体制を整備すること。
	(3) 売主、運送事業者等との連携のために協議会を設置する等の取組を行うこと。
	(4) その他
5 貨物輸送以外の自動車交通量対策	(1) 通勤者の自動車使用を抑制するための取組を行うこと。
	(2) 来訪者等の自動車使用を抑制するための取組を行うこと。
	(3) その他

第2 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。

項目	事業者の取組
1 低公害・低燃費車等の利用割合の向上	(1) 施設利用者等が貨物等を搬入する際には、低公害・低燃費車を使用するよう働きかけること。 (2) 施設利用者等が運送を委託して貨物等を搬入する際には、低公害・低燃費車を使用するよう働きかけること。 (3) 入構許可証の交付時、搬入計画の策定時等に合わせ、低公害・低燃費車の利用状況を確認すること。 (4) 施設利用者等が貨物等を搬入する際には、環境負荷の大きな自動車を使用しないよう働きかけること。 (5) 施設利用者等が運送を委託して貨物等を搬入する際には、環境負荷の大きな自動車を使用しないよう働きかけること。 (6) 入構許可証の交付時、搬入計画の策定時等に合わせ、環境負荷の大きな自動車の利用状況を確認すること。 (7) 環境負荷の大きな自動車を使用しないことを求める掲示物を施設内に設置すること。 (8) その他
2 物流効率化の推進による交通量の抑制	(1) 効率的な物流活動が可能となる荷さばきのための駐車施設等関連施設を場内に整備すること。 (2) 貨物等の形状の標準化(既成のパレット・コンテナの使用等)について売主等と協議するよう、施設利用者等に対して働きかけ、また館内にパレット・コンテナ集積所などを設けること。 (3) 建物内配送を一元化すること。 (4) 積載率向上のため、過度の包装等を見直すよう、施設利用者等に対して働きかけること。 (5) 共同輸配送を推進するため、他者の貨物等と併せて輸配送することを受け入れるよう、施設利用者等に対して働きかけること。 (6) 共同輸配送など効率的輸配送を行う運送事業者を選択するよう、施設利用者等に対して働きかけること。 (7) その他
3 エコドライブの推進	(1) エコドライブの推進を求める掲示物を施設内に掲示すること。 (2) その他
4 体制の整備	(1) 施設利用者等に対して物流効率化、エコドライブの推進等を実施するよう働きかけること。 (2) 建物内配送の一元化に向けて運送事業者等の取組状況を確認すること。 (3) 施設利用者等との連携のために協議会を設置する等の取組を行うこと。 (4) その他
5 貨物輸送以外の自動車交通量対策	(1) 通勤者の自動車使用を抑制するための取組を行うこと。 (2) 来訪者等の自動車使用を抑制するための取組を行うこと。 (3) その他

1 1 日本標準産業分類 中分類

(平成25年10月改定版)

1	農業
2	林業
3	漁業(水産養殖業を除く)
4	水産養殖業
5	鉱業、採石業、砂利採取業
6	総合工事業
7	職別工事業(設備工事業を除く)
8	設備工事業
9	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業(信書便事業を含む)

50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業・商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業(他に分類されないもの)
73	広告業
74	技術サービス業(他に分類されないもの)
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
81	学校教育
82	その他の教育、学習支援業
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
86	郵便局
87	協同組合(他に分類されないもの)
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業(別掲を除く)
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業
93	政治・経済・文化団体
94	宗教
95	その他のサービス業
96	外国公務
97	国家公務
98	地方公務
99	分類不能の産業

1 2 別表1～4（NO_x・PM排出係数）

別表1（ガソリン車・LPG車のNO_x排出係数）

車両総重量	規制年	型式の識別記号	単位	NO _x
トラック・バス	1.7t以下	S50前	g/km	2.18
		S50		2.18
		S54		1.00
		S56		0.60
		S63,H10		0.25
		H12		0.08
		H17		0.05
		H21		0.05
		H30		0.05
	1.7-2.5t	S50前	g/km	2.18
		S50		1.80
		S54		1.20
		S56		0.90
		H元		0.70
		H06,H10		0.40
		H13		0.13
		H17		0.07
		H21		0.07
		H30		0.07
	2.5-3.5t	S54前	g/km	1.80
		S54		1.20
		S57		0.90
		H元		0.70
		H04		0.49
		H07,H10		0.40
		H13		0.13
		H17		0.07
		H21		0.07
		H30		0.07
	3.5t超	S54前	g/km/t	1.17
		S54		0.83
		S57		0.57
		H元		0.49
		H04		0.40
		H07,H10		0.33
		H13		0.10
		H17		0.05
		H21		0.05
乗用車		S50前	g/km	2.18
		S50		1.20
		S51		0.60
		S53,H10		0.25
		H12		0.08
		H17		0.05
		H21		0.05
		H30		0.05

別表2（ディーゼル車のNO_x・PM排出係数）

車両総重量	規制年	型式の識別記号	単位	NO _x	PM
トラック・バス	1.7t以下	S54前	g/km	1.70	0.200
		S54		1.52	0.200
		S57,S58		1.30	0.200
		S63		0.90	0.200
		H05		0.60	0.200
		H09		0.40	0.080
		H14		0.28	0.052
		H17		0.14	0.013
		H21		0.08	0.005
		H30		0.15	0.005
	1.7-2.5t	S54前	g/km	2.83	0.250
		S54		2.53	0.250
		S57,S58		2.16	0.250
		S63		1.93	0.250
		H05		1.30	0.250
		H09,H10		0.70	0.090
		H15		0.49	0.060
		H17		0.25	0.015
		H22		0.15	0.007
		H30		0.24	0.007
	2.5-3.5t	S54前	g/km	2.83	0.250
		S54		2.53	0.250
		S57,S58		2.16	0.250
		S63,H元		1.93	0.250
		H06		1.30	0.250
		H09		0.70	0.090
		H15		0.49	0.060
		H17		0.25	0.015
		H21		0.15	0.007
		H30		0.24	0.007
	3.5t超	S54前	g/km/t	0.90	0.065
		S54		0.75	0.065
		S57,S58		0.65	0.065
		H元,H2		0.56	0.065
		H06		0.46	0.065
		H10,H11		0.35	0.023
		H15,H16		0.26	0.017
		H17		0.15	0.003
乗用車		H22	g/km	0.05	0.001
		H28		0.03	0.001
		S54前		1.34	0.200
		S54		1.20	0.200
		S57,S58		1.02	0.200
		S61,S62		0.70	0.200
		H2,H4		0.50	0.200
		H6		0.50	0.200
		H9,H10		0.40	0.080
		H14		0.28	0.052
		H17	g/km	0.14	0.013
		ADC		0.08	0.005
		LDA		0.08	0.005
		3DA		0.15	0.005

別表3（「NO_x・PM低減装置」装着車のNO_x排出係数）

車両総重量	単位	NO _x 係数
トラック・バス	1.7t以下	g/km 0.48
	1.7-2.5t	g/km 0.63
	2.5-3.5t	g/km 0.63
	3.5t超	g/km/t 0.35
乗用車	g/km	0.48

別表4（「NO_x・PM低減装置」又は「PM低減装置」装着車のPM排出係数）

車両総重量	単位	NO _x ・PM低減	H15	H17
トラック・バス	1.7t以下	g/km 0.055	0.08	0.052
	1.7-2.5t	g/km 0.06	0.09	0.06
	2.5-3.5t	g/km 0.06	0.09	0.06
	3.5t超	g/km/t 0.023	0.023	0.017
乗用車	g/km	0.055	0.055	0.055

13 別表5 用語の意味

(エコドライブ及び自動車使用合理化の手法)

(1) エコドライブの手法

	内容	取組の概要・用語の意味など
適正運転の実施	燃費の記録管理	燃費等に関する定量目標を設定するには、日頃の事業活動において発生した環境負荷（ここでは燃料消費量など）を把握しなければならず、相当の社内体制を構築しておく必要があります。例えば、燃費・車両管理が確実に実施されていることなどがあげられます。
	燃費に関する定量的目標の設定	
	エコドライブマニュアルの作成・配布	ドライバーがエコドライブを継続的に実践するには、エコドライブに関する知識はもちろん、エコドライブに取り組みやすい職場環境が整備されていることが必要です。具体的には、エコドライブに関する社内広報等が行なわれていたり、取組事項が提示されていたりすることがあります。
	エコドライブに関する教育・訓練の実施	
	エコドライブの実施(空ぶかし、急発進・急加速運転等の削減、冷蔵冷凍車の場合は荷室温度の適正化等)	急発進をせず、穏やかなアクセルワークを心がけることで燃費が10%程度改善します。その一方、100kgの不要な荷物を載せて走行すると、燃費は3%程度悪化します。また、本来1時間のドライブで遠回りしてしまい、10分間余計に走行すると、燃料消費量が17%程度増加します。冷蔵冷凍車の荷室内の温度設定は、貨物の温度を維持できる適切な温度にすることで、冷やしすぎによる燃料消費量を抑えることができます。また、エアコンについては、車内の温度設定を外気と同じ25℃に設定した場合エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。
	駐停車時のアイドリング・ストップの徹底	10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）は、130cc程度の燃料を消費すると言われます。運行中のアイドリングについては、さまざまな団体が事例紹介するなどしています。また（公財）交通エコロジー・モビリティ財団（交通エコモ財団）は、エコドライブ活動コンクールを開催し、優良事業者を表彰するとともにその取組み内容を紹介しています。《交通エコモ財団「エコドライブ活動コンクール」のホームページ http://www.ecodrive-activity-concours.jp/ 》
	優良ドライバーの表彰等	なお、アイドリングストップをドライバーに徹底してもらうための工夫のひとつとして、キー抜きロープ（ドライバーとキーとをつなぐロープ）を装着し、降車時に必ずキーを抜くことでアイドリングストップが必ずが実行する方法があります。
機器の導入	エコドライブ装置の装着、装置搭載車の導入	アクセルを瞬間的に踏みすぎても一定以上の燃料供給が行われないようになっている車両が開発、市販されています。他にもドライバーに対し、最も効率の良い速度・回転数や、瞬間燃費などを掲示して、エコドライブを促す装置もあります。
	デジタル式運行記録計やテレマティクス等の導入・活用	車両の走行距離や燃料消費量、速度等を自動的に記録する装置です。営業用車両を運行される方の中には、法で運行記録の保管まで義務付けられているため、既に取り組みされている方もいるかと思いますが、記録計の中には、ドライバーや運行管理者にリアルタイムで状況を示すものがあり、その場合、燃費や移動所要時間について効率的な運転や経路等を選択することや、急発進・急停車など、安全や省エネに関する情報をアラートとして発信することで、エコドライブにつながる運転の指導を行うことなどが可能となります。最近では、これらのサービスをテレマティクスと呼び、多くの商品が販売されています。
	エコタイヤ（省燃費タイヤ）の導入	エコタイヤとは、転がり抵抗が小さく燃費改善ができたり、石油依存性の低い材質を使用したりするタイヤの総称です。中には、タイヤがコアタイヤとカバータイヤとに分かれ、摩耗の激しいカバータイヤのみ必要に応じて交換できるようにして、省資源化を図ったものもあります。
	アイドリング・ストップ装置搭載車の導入	信号停車時にギアをニュートラルにするとエンジンが停止し、発車時にアクセルを踏み込むとエンジンが再稼働する車両が開発、市販されています。
	エア・ヒーター、蓄熱マット、蓄冷式クーラー、エア・ディフレクタの導入	エア・ヒーター等は、冷暖房の際、冷たいあるいは暑い外気を空調機のみで目的の温度にするには多くのエネルギー（燃料・電気）が必要となることを、エンジンの熱を利用したり、放熱・吸熱を防止する材料を使用するなどして、省エネを図る装置や材料のことです。車種や目的に合わせて、さまざまなものが開発、市販されています。
	外部電源による冷蔵等貨物室の空調管理を可能とする装置の導入	外部電源による冷蔵貨物室とは、走行中は車両側の発電機を使用し、積卸し中では外部からの電源を取り入れることによりアイドリングを停止できるようにしたものです。燃料消費を抑えるほか、積卸し場所の作業環境を改善する効果もあります。
車両の維持管理	日常点検・整備マニュアルの作成・配布	日々の始業時点検・帰社時点検は、車両の状態を良好に維持するための第一歩です。社員への教育・訓練の例としては、日常点検・整備マニュアルの作成と配布、講習会の実施などが挙げられます。
	日常点検・整備に関する教育・訓練の実施	
	日々の始業時点検・定期点検の完全実施	
	エアクリーナーの定期的な点検	目詰まりを起こしているエア・クリーナーでは、走行時の燃費が3～5%程度低下すると言われます。また、エンジンにも悪影響があるうえ、交通事故にもつながりかねません。
	運転日報の作成	運転日報は、環境負荷の把握や、社内の環境対策活動を進めるために貴重な資料となります。

(2) 自動車使用合理化に関する計画事項

	内容		取組の概要・用語の意味など
車両の有効利用の促進	共同輸配送の促進	貨物の集荷・配送等の業務の共同化（積載効率・輸送効率の向上及び輸送距離・使用車両の削減）	異なる荷主・配送先であっても、同じ集荷地域、あるいは、同じ配送地域であれば、少数の台数で輸配送できます。他社と共同したり、宅配便事業者を活用する例があります。荷主ごとに異なる車両で運ぶより1台に集約して輸配送する方が、環境面だけでなくコスト的にも効率的に運べます。
	輸送能力の有効活用	効率的な輸配送推進のための大型車両の導入	出荷・輸送状況を分析し、必要に応じて、複数台数をより大型の1台にまとめて運行することをいいます。台数減による、施設・道路空間の拡大や諸コストの軽減などの効果が期待できます。また、毎日配送から隔日配送への変更や1日当たりの輸送回数の削減等により輸送ロットを大きくして大型のトラックで運行できるようにし、運行回数を削減することができます。
		輸送ロットの平準化による輸送能力の効率的な活用	曜日などの違いにより輸送量が変動する場合は、最も大きな輸送量に合わせて車両を確保する必要があります。輸送量が少ないときは積載率が低くなりやすく、非効率な輸送になってしまいます。このような繁閑を、リードタイムの延長や前倒し出荷するなどしてなくすことで、日々の輸送量を平準化して常に高積載率の輸送を確保し、輸送能力を効率的に活用した輸送を行うことができます。
	帰り荷の確保	往復で荷物を確保する（空車の削減）	なるだけ空荷で走行しないようにすると積載率が向上し、単位荷物当たりのエネルギー消費も少なくなります。あらかじめ集配ルートを工夫して運行するほか、業種や地域別のさまざまな「求車求荷システム」がインターネット上で運営されていますので、これらを活用して空車の削減を図ることができます。
	時間指定の改善	時間指定配送の弾力化の要請	時間指定による輸送が実施されている場合は、同一の時間指定のため1台で輸送可能な貨物量に関わらず、2台の車両が必要になる場合があるなど、効率的な輸送を阻害することがあります。時間指定を弾力化させることで、貨物運送事業者が効率的なルートで輸送を行うことが可能となります。なお、時間指定のひとつとして、ジャスト・イン・タイムと呼ばれる、「必要なときに、必要なものを、必要な場所へ、必要な量だけ」を調達する方法がありますが、在庫スペースや生産工程を効率化する一方、少量多頻度運送の原因ともなっています。
	受注時間と配送時間のルール化	受注時間と配送時間の設定（ルール化） 緊急配送をできるだけ避ける（随時配送の廃止）	商店街や大規模な商業施設などで、ラッシュ時や最も来客が多い時間帯をさけた配達時間や業種や店舗ごとに異なる配達時間を設定して、渋滞軽減を図ることで、道路だけでなく搬送エレベーターや荷さばき施設の混雑軽減効果もあるほか、施設等周辺の渋滞や路上荷さばき車両が少なくなることによる景観向上などの効果も期待できます。
	検品の簡略化	検品レスやルーチン化による時間の短縮	検品作業時間を短縮できれば、荷さばき場での回転率が向上し、結果として路上荷さばきを防止したり、搬入待ち渋滞を軽減することから環境負荷軽減に役立ちます（「物流施設の高度化、物流拠点の整備等」の項目を参照）。また、一箇所ですら拘束される時間も短縮することから、配達所要時間の短縮が図れたり、1台当たり配達箇所数を増やせるなどの、さまざまな効果が期待できます。
	小口貨物の配送（宅配便等）における再配達への削減	消費者等による配達予定日時、配達場所等の指定、置き配等の実施	小口貨物の配送（宅配便等）では、消費者の不在による再配達によって、車両の走行距離やドライバーの労働時間の増加につながります。これら再配達の無駄をなくするため、あらかじめ受取可能な配達予定日時や配達場所を指定することや、不在でも受け取れる置き配等を可能とすることで、再配達をなくすることができます。また、宅配事業者等から受取人となる消費者等に配達予定日時や受取場所の適時適切な通知を行うとともに、消費者の要望に応じてこれらの変更に対応することで、事前に再配達のない輸送ルートをあらかじめ設定することが可能となります。
	道路混雑時の輸配送の見直し等	朝夕ラッシュ時の配送を昼間配送に振替 積載効率が低い土曜日、日曜日の車両使用の削減	渋滞に巻き込まれると、余計な時間と燃料がかかるため、環境負荷やコストの低減が図れます。また渋滞は、定時輸送などの顧客サービスへも影響することがあります。
	パレット・荷姿・伝票等の標準化	車両への積載効率向上のため、パレット、梱包サイズ、伝票等を標準化	輸配送業務の共同化を推進する要素として、荷姿を標準化することが挙げられます。代表例として、パレチゼーション（パレット規格の統一化）があります。最近では、デザイン・フォー・ロジスティクスとして、物流効率化の観点から車両やパレットへの積み付け効率を考慮した商品設計や外装段ボール箱のサイズの標準化が進んでいます。
	商品の標準化等	積み合わせを容易にするため商品荷姿を標準化	
	回送の削減	回送運行距離を最小限にするような車両の運用	
自営転換	自家用貨物自動車による輸送から営業用貨物自動車による輸送への転換		同じ重さと距離を運ぶ場合、営業用貨物自動車は、直営自家用自動車の5倍以上効率的に運送しています（CO2発生量換算）。また運送部門を高度な専門性を持つ専門運送業者へ外注することによる、運送時品質の向上を期待できる場合もあります。
モード転換の推進	鉄道輸送の活用		鉄道は、単位荷物当たりに消費するエネルギーが自動車の約1/8となっており、排出量削減に大きく貢献できるほか、ドライバーの負担軽減なども期待できます。また船も、単位荷物当たりに消費するエネルギーが自動車の約1/2となるうえ、輸送コストも低くなると言われます。
	運搬用自転車・二輪車等の活用		遠方への配荷の際、配送時間や料金などの条件が合えば鉄道や海運の導入することで、CO2排出量を削減することができます。
	海運の活用		さらに、ラストワンマイルの輸送においては、運搬用自転車等の活用により、CO2が全く排出されない輸送を行うことができます。

	内容	取組の概要・用語の意味など
自動車使用の抑制	鉄道、バス等の公共交通機関の利用	朝夕のラッシュは、都市を支える物流活動に大きな支障となるほか、大気環境にも負荷を与えています。また1人～少人数が自動車を利用して移動することは、エネルギー効率や一人が道路を占有する面積の面からも非効率といえます。不要不急の場合には、なるべく通勤に自動車を利用することは避け、公共交通機関を利用しましょう。 また、営業や打ち合わせなどで移動が必要な場合は、自転車シェアリングサービスの利用も含めて、自転車、徒歩による移動を行うことで、CO2排出量を削減することができます。さらに、テレワークやリモート会議によって、移動そのものを行わないことで、CO2排出量をゼロにすることができます。
	自転車シェアリングサービスの利用促進	
	マイカー通勤の抑制（環境配慮と感染症対策等のバランスの確保）	
	テレワークやリモート会議の推進	
	事業用自動車の自宅持ち帰りの抑制	
	カーシェアリングの利用促進	カーシェアリングとは、車両を複数の事業者や個人で共同所有したり使用することをいいます。利用者は自動車の空き状況を確認し、空いていれば使うこととなります。内外の先進事例では、リースや所有では自動車を「もったいないから使う」ことがありますが、カーシェアリングでは「もったいないから使わなくなる」傾向になるようです。保有車両の絶対数や走行量の削減が図れるため、結果として環境負荷低減効果が期待できます。近年、基本料金＋従量（乗った分だけ料金を負担）の料金体系により、カーシェアリングサービスを提供する企業が現れています。
情報化の推進	通勤用巡回バスの整備	通勤に自動車を利用することを止めてもらう一方で、公共交通機関の少ない地域や時間帯においても社員の通勤手段を確保するため、企業が送迎バスを運行する事例があります。環境負荷の低減にももちろん役立ちますが、従業員用駐車場のための敷地面積の縮小や通勤途上の交通事故発生防止といった効果もあります。
	交通需要のモード選択におけるアプリなどの活用	スマホのアプリ等で時間や料金で交通モードの選択を可能とする仕組みが普及してきており、最近ではCO2排出量も把握できるアプリがあります。 このアプリでは、輸送手段やルートの表示に加えて、CO2排出量も確認できるようになっているので、CO2排出量の少ない交通手段を選択することが可能となります。
	配車システムの導入・拡大	ITシステムは、種々の要素を自動的に記録したり保管することが得意です。また、過去の記録の検索や分析にも威力を発揮します。自社の環境負荷を正確で継続的に把握するには、IT化したデータベースを構築することが省力化の近道となります。
	求貨求車システムや車両荷室の空き状況と貨物のマッチングシステム等の活用	帰り荷等がなく空車や低積載率となる車両（貨物情報を求める車両：求貨）と貨物を輸送するための車両を確保したい荷主等（求車）の情報をマッチングさせ、空車等をなくすことで、輸送効率の向上が図れます。 民間企業が提供するサービスや、団体や協同組名が運営する仕組みなどがあります。
	V I C S（道路交通情報通信システム）搭載カーナビゲーションシステム等による渋滞回避	VICSとは、（一財）道路交通情報通信システムセンター（VICSセンター）が提供する道路情報を通知するシステムのことをいいます。このシステムは、ドライバーや運行管理者に、交通規制情報、渋滞情報、駐車場情報、交通障害情報、所要時間等の情報をリアルタイムで提供します。2015年4月からは、VICSの機能を強化させた新サービス「VICS WIDE」もスタートしています。 渋滞にはまってしまうと、燃費が10%程度悪化するとされていますが、VICS搭載カーナビによる経路の確認や交通情報の把握によりこれを防止できます。《VICSセンターのホームページ http://www.vics.or.jp/ 》
	ETC（無線通信を利用して有料道路の通行料金支払いを行うシステム）の導入	ETC（自動高速料金料金支払システム）を利用すると、料金所付近における小刻みな発進と停車を繰り返すことによる燃料の空費を抑えることができるほか、移動時間の短縮が図れます。また料金所渋滞の緩和により周辺大気の改善が期待できます。《（一財）ITSサービス高度化機構（ITS-TEA）のホームページ https://www.its-tea.or.jp/ 》
	駐車スペースや接客パースの予約システムの活用	貨物の積卸時に待機時間が発生すると、順番待ちの移動に無駄な走行やアイドリングが生じる可能性があるため、予約システムの活用により待ち時間のない荷役作業を実現することで、無駄な移動やアイドリングを削減することができます。
物流拠点や車両待機場の整備	荷室の空き状況をリアルタイムで把握するシステムの活用	車両の荷室内をリアルタイムでモニタリングする設備などを活用して積載状況を見える化し、車両の積載率の向上を行います。
	物流拠点への集約による輸送の効率化	日頃の労働安全の確保と労力軽減の工夫が、環境負荷の低減にも役立ちます。例えば、路上での積卸しは作業者を道路交通にさらすため、危険なばかりか迅速な作業を強いるなどの弊害があります。荷捌き場や荷役用のパースに駐車できないことで周辺道路に駐車車が生じると、環境面からは、停車中の車両により道路を狭めることから、渋滞を引き起こすだけでなく、側方通過車両に対し無駄な加減速をさせて排出ガスを余計に排出させたりします。これらは、物流拠点を整備することなど路外荷さばき場が設置されることにより、回避できます。 また、物流拠点を地域に流入する貨物の集約・仕分けを行う施設として整備することで、車両の積載率向上や大型化を実現し、車両台数の削減を図ることができます。 商店街単位で共同荷捌き場を設置して共同配送を行う仕組みや、大型ビル内の館内配送を活用することで、車両の駐車時間を大幅に削減して周辺交通の円滑化に貢献でき、CO2排出量削減ができます。
	荷さばき場、駐停車場、運転手控室等の整備	
	荷待ち時等における路上駐停車の自粛	
等による環境への配慮	共同荷捌き場や大型ビルの館内配送の利用	

	内容	取組の概要・用語の意味など
環境マネジメントシステム他	ISO14001の認証を取得	ISO 14001とは、国際標準化機構が制定する、環境マネジメントに関する国際規格のことです。 また環境マネジメントとは、①自身の事業活動と環境負荷、②環境負荷削減に向けた具体取組の実施状況とその効果、③効果向上に向けた改善策の実施のプロセスをいい、国際標準化機構では、これらを実施できる社内体制や情報集約システムを構築・維持しているかどうかが重要な審査事項となります。
	エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証の取得	エコアクション21とは、(一財)持続性推進機構(IPSuS)が行う、中小企業者のための認証・登録制度をいいます。環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく環境マネジメントを実施する事業者からの申請に基づき、審査・認証されます。経済的にISO取得が困難な事業者に対する制度と言われることもありますが、炭酸ガス排出量や廃水量などについて、定量把握が義務付けられた項目もあり、しっかりした社内体制の構築や環境負荷低減活動が求められることは他の制度と同様です。《IPSuSのホームページ http://www.ea21.jp/ 》
	グリーン経営認証の取得	グリーン経営とは、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団(交通エコモ財団)が、環境負荷の少ない運送事業運営に関して認証する制度のことをいいます。交通エコモ財団は、環境負荷の少ない事業運営に関する推進マニュアルやチェックシートを作成しており、例えばこのマニュアルのレベル以上の取組を実施する事業者から申請があれば、これを審査のうえ、認証します。《交通エコモ財団のホームページ http://www.ecomo.or.jp/ 》
	東京都貨物輸送評価制度の評価を取得	東京都貨物輸送評価制度とは、自動車からのCO ₂ 削減を推進する仕組みとして、貨物運送事業者(緑・黒ナンバー事業者)のエコドライブ等の日常的な努力を実走行燃費で評価する制度で、平成24年度から実施しています。
	東京都貨物輸送評価制度で評価を受けている輸送事業者の活用	《東京都貨物輸送評価制度のホームページ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/nenpi-hyoka/index.html 》 貨物運送事業者は、積極的にこの制度に参加し、荷主は、この制度で評価を受けている運送事業者を活用することで、燃費の良い運送事業者の仕事量が増えることで、東京都全体のCO ₂ 排出量の削減を実現することができます。
	グリーン・エコプロジェクトへの参加	グリーン・エコプロジェクトは、(一社)東京都トラック協会による、車両ごとに収集した燃費からデータベースを構築し、継続的なエコドライブ活動を推進・支援することで、CO ₂ 排出量の削減や燃費向上に伴うコスト削減、事故防止等を実現するための取り組みです。《グリーン・エコプロジェクトのホームページ http://www.tta-gep.jp/ 》
	環境報告書の作成	事業者が、その事業活動に伴う環境への取組み実績や、環境マネジメントの進捗状況を報告書として公表するものです。法令等により、作成が義務化されているわけではありませんが、近年、事業者は環境に関する情報を公開していく社会的責務(CSR)があるとの考え方が広まりつつあり、作成及び公表する企業が増えていきます。環境報告書の編集、作成には、環境省「環境報告書ガイドライン」やGRI(Global Reporting Initiative)“Sustainability Reporting Guidelines 2002”などが参考となります。《環境省総合環境政策局のホームページ http://www.env.go.jp/policy/ 》
	ZEV(電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車)を導入している事業者を優先して活用	荷主等の利用者は、事業者選択の際に、ZEV(Zero Emission Vehicle)を導入している事業者、あるいは、ZEVの導入計画を公表している事業者を考慮して、優先的に委託を行うことで、都内の自動車走行におけるCO ₂ を走行時に発生しない車両の仕事量を増加させ、CO ₂ 排出量を削減することにつながります。
	SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた積極的取組	SDGsとは、国連サミットで定められた「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」のことです。SDGsに自ら取り組んでいる、又は、SDGsに積極的に取り組んでいることを公表している事業者を優先して活用することが、環境配慮に繋がります。

14 別表6 非該当自動車一覧表

燃費性能の変更により特定低公害・低燃費車に該当しなくなった非該当自動車一覧表

社名	通称名	旧型式	新型式	非該当日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FS1AGA	2DG-FS1AGA	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FS1AJA	2DG-FS1AJA	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FS1AHA	2DG-FS1AHA	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FS1AHG	2DG-FS1AHG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FS1AHJ	2DG-FS1AHJ	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2RG-FS1AHA	2DG-FS1AHA	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2RG-FS1AHG	2DG-FS1AHG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2RG-FS1AHJ	2DG-FS1AHJ	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FQ1AJG	2DG-FQ1AJG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FQ1AJJ	2DG-FQ1AJJ	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FR1AGA	2DG-FR1AGA	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FR1AJA	2DG-FR1AJA	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FR1AJG	2DG-FR1AJG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FR1AHA	2DG-FR1AHA	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FR1AHG	2DG-FR1AHG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FR1AHJ	2DG-FR1AHJ	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2RG-FR1AJG	2DG-FR1AJG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2RG-FR1AHA	2DG-FR1AHA	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2RG-FR1AHG	2DG-FR1AHG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2RG-FR1AHJ	2DG-FR1AHJ	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FW1AJG	2DG-FW1AJG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FW1AJJ	2DG-FW1AJJ	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FW1AHG	2DG-FW1AHG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FW1AHJ	2DG-FW1AHJ	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2RG-FW1AJG	2DG-FW1AJG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2RG-FW1AJJ	2DG-FW1AJJ	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2RG-FW1AHG	2DG-FW1AHG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2RG-FW1AHJ	2DG-FW1AHJ	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FN1AGA	2DG-FN1AGA	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FN1AGG	2DG-FN1AGG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FN1AJA	2DG-FN1AJA	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FN1AJG	2DG-FN1AJG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FH1AGA	2KG-FH1AGA 2DG-FH1AGA	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FH1AGG	2KG-FH1AGG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-SH1ADGG	2DG-SH1ADGG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-SH1AGGG	2DG-SH1AGGG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-SH1AHGG	2DG-SH1AHGG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-SH1ALGG	2DG-SH1ALGG	令和5年7月31日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FS1EJA	2DG-FS1EJA	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FS1EHA	2DG-FS1EHA	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FS1EHG	2DG-FS1EHG	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FS1EHJ	2DG-FS1EHJ	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FR1EHA	2DG-FR1EHA	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FR1EHG	2DG-FR1EHG	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FR1EHJ	2DG-FR1EHJ	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FW1EHG	2DG-FW1EHG	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-FW1EHJ	2DG-FW1EHJ	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-SH1EDGG	2DG-SH1EDGG	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-SH1EDGJ	2DG-SH1EDGJ	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-SH1EEGG	2DG-SH1EEGG	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-SH1EGGG	2DG-SH1EGGG	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-SH1EGGJ	2DG-SH1EGGJ	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-SS1EKGA	2DG-SS1EKGA	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野プロフィア	2PG-SS1EKGG	2DG-SS1EKGG	令和5年9月20日
日野自動車(株)	日野セレガ	2RG-RU1ESDA	2KG-RU1ESDA	令和5年9月20日
いすゞ自動車(株)	いすゞガーラ	2RG-RU1ESDJ	2KG-RU1ESDJ	令和5年9月20日

15 自動車環境管理計画書相談窓口について

計画書作成の際、本手引きの内容に不明点等がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

電話：03-5388-3526（直通）

受付時間：土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで

電子メールアドレス： jkeikaku(at)kankyo.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を一部変更しております。
お手数ですが、メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。

事業者専用サイト(マイページ内)に新たにチャット機能が追加されました。メッセージやファイルの送受信が可能ですので不明点がございましたらお気軽にご利用ください。

※東京都から返信があった場合にはご登録のお知らせ用メールアドレスに通知が届きます。お知らせ用メールアドレスのご登録がない場合には通知が届きませんのでご注意ください。

○提出先（郵送、持参の場合）

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎20階

東京都環境局 環境改善部 自動車環境課 自動車環境管理計画書相談窓口

受付時間：土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで

都庁への交通案内



最寄駅
・「JR新宿駅」(西口から徒歩約10分)
・都営地下鉄大江戸線 都庁前駅 すぐ

★最寄駅
・「JR新宿駅」(西口から徒歩約10分)
・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」